第２章　防疫編

Ⅰ　初動防疫
（異常家畜の届出から病性決定）

Ⅰ　初動防疫
（異常家畜の届出から病性決定）

項　　目	内　　容
口蹄疫を疑う症例発生の届出	家畜保健衛生所（以下「家保」という）は家畜の所有者（管理者）（以下「所有者等」という）、獣医師等から口蹄疫を疑う症状を呈する異常家畜を発見した旨の届出があった場合には、次の防疫対応を行う。 また、家畜防疫員が法第５条、第31条、第51条等に基づく立入検査時に異常家畜を発見した場合にあっても、これに準じて措置する。 **１　届出事項の確認と記録** 届出を受理した家畜防疫員（以下「受理者」という）は、「異常家畜の届出を受けた際の報告」（様式１）に基づき、届出事項の確認と記録を行う。特に症状と疫学関連事項について確実に聴取する。 〔参照：第２章－Ⅱ－立入検査－臨床検査－「臨床検査の実施にあたっての留意事項」〕 **＜届出事項の確認と記録＞** □ 届出受理年月日時間 □ 届出者（住所、氏名、職業、所属、連絡先） □ 発生農場（住所、所有者等氏名、連絡先） □ 届出事項（飼養頭数（畜種別、用途別）、異常頭数） □ おおまかな症状、病歴 □ その他疫学関連事項（家畜の移動等）
届出受理時の指示事項	**１　所有者等に対する指示事項** 受理者は、家畜の所有者等に対し、緊急的な措置について次の事項を指示し、「異常家畜の届出を受けた際の報告（様式１）」について記録する。 **※指示事項については、電話での指示には、時間を要することも想定されるため、状況によってはFAXで指示する。** **＜所有者等に対する指示事項＞** □ 口蹄疫に類似していること □ 法第51条を適用した立入検査の実施と現地到着予定時刻 □ 有症家畜のけい留及び隔離、その他の飼養動物（偶蹄類以外の動物（犬、猫、馬及び鶏）を含む）の移動自粛 □ 飼養場所の排水口の閉鎖(適切な消毒措置を講じるまでの間) □ 農場の出入口の限定（１箇所)、関係者以外の立入禁止 □ 応急消毒の実施（農場にある消毒資材を確認し、適切な消毒を指示。人に対する消毒も含む） □ 外出の自粛と農場及びその他関連施設からの物の搬出停止 ＊急病等の緊急かつやむを得ない外出の際には、可能な限り身体、衣類その他携行用具の消毒を実施し、他の農場へは立ち入らないことを指導 □ 生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は他の家畜と接触することがないようにする

項　　目	内　　容
	□ 飼養衛生管理簿等記録の確認と整理（出荷、導入歴等） □ 換気扇、強制排気の停止（適切な消毒措置を講じるまでの間） **2　異常家畜を診断、検案した獣医師等に対する指示事項** 受理者は、異常家畜を診断、検案した獣医師等に対し家畜の所有者等への指示事項について説明するとともに、緊急措置について依頼する。 **※指示事項については、電話での指示には、時間を要することも想定されるため、状況によってはFAXで指示する。** **＜獣医師等に対する指示事項＞** □ 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまること □ 所有者等に対する指示事項への助言及び確認 ＊やむを得ず家畜防疫員の到着前又は到着後に農場を離れる場合は、次の、農場を離れる際の留意事項、防疫措置について確実に履行するよう指導する。 **＜農場を離れる際の留意事項＞** □ 当該農場において、車両、身体、衣類、眼鏡その他携行用具の洗浄消毒 □ 直接帰宅し、車両、衣類、眼鏡その他携行用具の完全な消毒と入浴 □ 口蹄疫でない旨の連絡があるまで、偶蹄類の動物と接触しない □ 口蹄疫と決定した場合は、異常家畜と接触後最低７日間は偶蹄類の動物の飼養施設に入らない **3　と畜場において異常家畜が発見された場合の措置事項** 〔参照：第２章－Ⅳ－参考資料１－「と畜場で異常家畜が発見された場合の防疫措置」に基づく措置を行う。〕 **4　死亡獣畜取扱場、家畜の集合施設等において異常家畜が発見された場合の措置事項** ３に準じた防疫措置を実施する。
報告、防疫体制の準備	**1　現地家保の措置** (1)　受理者は、現地家保所長に報告する。 (2)　現地家保所長は、連絡担当者を定め、情報伝達の任に当たらせる。 (3)　連絡担当者は、届出事項を記入した「不明疾病の発生届出」（様式１）を道主務課及び振興局主務課に報告、市町村主務課にファクシミリ等で連絡するとともに、その概要、現地到着予定時刻及びその後の連絡方法について確認する。 (4)　現地家保所長の指示により、家畜防疫員（原則複数）を立入

項　　目	内　　容
	検査に向かわせる。 (5)　現地家保所長は、届出の緊急性等を鑑み、必要に応じて地域自衛防疫組織（市町村主務課）に次の事項の協力を依頼する。 **＜地域自衛防疫組織への依頼事項＞** □ 防疫関連情報の掌握 □ 立入検査補助 (6)　現地家保職員は、患畜又は疑似患畜の発生を想定し、立入検査報告が入るまで、次の「防疫関連情報の整理・報告事項」について、関係機関・団体の協力により掌握に努め、連絡担当者は、道主務課にファクシミリ等で定期的に状況を報告する。 (7)　現地家保職員は、法第十二条の四に基づく定期の報告で報告されている農場の平面図、地図等をもとに通行制限（遮断）場所の設定、消毒ポイント設置場所を検討し、立入検査員に現地の状況を確認させる。 (8)　現地家保職員は、立入検査員からの状況報告を踏まえ、病性鑑定材料の送付方法について確認する。 **＜防疫関連情報の整理・報告事項＞** □ 異常家畜の届出を受けた際の報告（様式１） □ 家畜防疫地図システムデータ 　□ 届出農場周辺１km以内の農場数、飼養頭数、地図 　□ 届出農場周辺10km以内の農場数、飼養頭数、地図 　□ 届出農場周辺10～20km以内の農場数、飼養頭数、地図 　□ 届出農場周辺20km以内の畜産関連施設リスト、地図 □ 定期報告による農場平面図、地図等 　□ 届出農場の位置の掌握 　□ 周辺道路、地形の掌握 　□ 通行制限（遮断）ポイントの検討 □病性鑑定材料の送付に備えて送付方法、送付様式確認 **２　道主務課の措置** 道主務課は連絡担当者を定め、庁内での情報共有を進めるとともに、現地家保所長に対して防疫関連情報の整備を指示し、報告内容を精査の上、必要に応じて追加調査を指示する。 また、異常家畜の届出を受けた際の報告（様式１）を農林水産省に報告すると共に、異常家畜発生農場管轄家保以外の家保（以下「他家保」という）に異常家畜発生の旨を連絡するとともに、次の事項を指示する。

項　　目	内　　容
	＜他家保への指示事項＞ 各振興局主務課と連携の上、次の事項に対応する。 □ 連絡担当者の設置 □ 緊急連絡網の点検 □ 関係機関連絡先（様式７） □ 緊急防疫用資材の搬送体制確認 □ 家畜防疫員の待機と、現地への派遣可能人数及び到着時刻の報告 また、通報内容、管轄病性鑑定家保（以下、「病鑑家保」という）との協議により、速やかな病性鑑定実施のため、家保間の調整に当たる。 ３　振興局主務課の措置 振興局主務課連絡担当者は、庁内での情報共有を進めるとともに、次の事項の検討を開始する。 ＜振興局主務課の措置事項＞ □ 関係機関の緊急連絡先の確認 □ 関係機関連絡先（様式７） ４　市町村主務課の措置 市町村連絡担当者は、庁内での情報共有を進めるとともに、家保からの要請に基づき次の事項に対応する。 ＜市町村主務課の措置事項＞ □ 緊急連絡網の点検 □ 地域自衛防疫組織への連絡 □ 地域自衛防疫組織の連携による防疫関連情報の掌握 □ 地域自衛防疫組織職員による緊急立入検査補助員の配置

項　　目	内　　容
立入検査	現地家保所長は、異常家畜届出のあった旨の報告を受けた後、直ちに家畜防疫員を中心とした立入検査班を編制し、必要な器材を携行させ、原則、通報から２時間以内に現地に急行させる。 立入検査班は、通報事例が本病である可能性を常に念頭に置き、病原体の飛散防止に十分配慮しつつ、第２章－Ⅱ－「立入検査」に基づき、検査を実施する。
立入検査結果に基づく措置	**１　現地家保の対応** 連絡担当者は立入検査班からの立入検査結果報告に基づき「異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」（様式２）を速やかに作成し、現地家保所長に報告の上、道主務課に電話連絡、ファクシミリ等で送信する。 また、画像についても電子メールであわせて送信する。 **(1) 口蹄疫が否定できない場合** ア　家畜防疫員による臨床検査の結果から現地家保所長は、病性鑑定材料の採取を決定し、連絡担当者を通じて、採材方法等について立入検査班に具体的に指示する。 なお、立入検査班に次の疫学調査を指示する。 （ア）　飼養家畜の過去21日間の移動履歴 （イ）　過去21日間の当該農場へ出入りしている以下の人・車両の巡回範囲 a　獣医師、人工授精師及び削蹄師 b　家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収業者車両、たい肥運搬車両及び集乳車 c たい肥の出荷先 イ　原則、出張中の職員を全て帰庁させ、患畜又は疑似患畜発生の場合を想定し、風評被害等に配慮し、情報管理に慎重を期しつつ、関係機関・団体等の協力を得て、道主務課、振興局主務課、市町村主務課と連携し、対策準備会議を設置し、具体的な防疫準備に着手する。 ウ　農林水産省が「異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」（様式２）及び画像に基づき、本病である可能性が高いと判定した場合には、現地家保は防疫の準備に着手する。

項　　目	内　　容
	＜対策準備会議の設置＞ 口蹄疫が否定できない場合、現地家保所長は、発生を想定した組織編成を行うこととし、現地市町村へ職員を派遣するとともに、振興局主務課へ職員の派遣を依頼し、現地市町村、関係機関・団体及び振興局と対策準備会議を設置し、立入検査班と連携しながら具体的な防疫準備に着手する。 作業上の検討協議事項については、現地家保連絡担当者を通じ、道主務課及び振興局主務課に順次報告、協議する。 ○　対策準備会議における防疫作業準備事項 １　法第15条に基づく通行制限（遮断）場所の設定 □ 通行制限（遮断）場所の設定 □ 発生農場作業基地の設定（仮設テント） ＊発生農場作業基地：防疫資材の保管、作業従事者の着替え・消毒等を円滑に行うために発生農場の入口に設営する拠点 ２　制限区域の設定 □ 移動及び搬出制限区域（以下、制限区域）の設定 □ 制限区域内の農場把握 ※特に発生農場から半径1km以内の区域にある農場については確実に把握（生乳の出荷制限有り） □ 消毒ポイント設置場所の設定 □ 道路使用・占用許可手続きの準備 ※制限区域が管内他市町村に及ぶ場合は、情報管理を徹底の上、該当市町村担当者についても対策準備会議へ参集する。なお、制限区域が管外にかかる場合については、道主務課を通じて該当家保へ通報する。 ３　疫学調査 □ 過去21日間の家畜の移動状況 □ 過去21日間の人の出入り状況（生産物等の移動状況） □ 給与飼料の種類、産地等の状況 □ 疫学関連農場の検討 □ 獣医師による診療記録 □ 繁殖台帳 ４　防疫作業体制の検討 □ 防疫資材・作業者数の検討 □ 防疫資材管理表（様式５） □ 防疫従事者整理表（様式６） □ 評価方法の検討 □ 殺処分方法の検討 □ 埋却地の検討 □ 消毒方法の検討 ５　防疫作業スケジュールの検討 □　防疫作業スケジュール（様式８）

項　　目	内　　容
	６　防疫作業環境の整備 □ 防疫作業従事者の集合施設の設定 □ 防疫資材の保管場所の設定 **(2) 口蹄疫が否定される場合** 現地家畜防疫員の判断根拠について確認し、道主務課と協議後、口蹄疫が否定されると確認された場合は、現地家畜防疫員の待機を解除し、経過観察を行うように所有者等に指示をする。 ア 当該農場の飼養家畜について、当該農場又は民間獣医師の協力を得て、２週間、臨床症状の有無、体温等を毎日確認する。 イ 届出の原因となった家畜について、アの経過観察が終了するまで、移動の自粛を求める。 ウ 口蹄疫を疑う異状を認めた場合には、直ちに通報するように指導し、初動防疫の対応をとる。 **２　道主務課の対応** 現地家畜防疫員及び現地家保の「異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」（様式２）に基づく立入検査結果を精査し、疑わしい事項があれば、更にその追求を指示する。 **(1) 口蹄疫が否定できない場合** ア　家畜防疫員による臨床検査の報告 次のいずれかを確認した場合、異常家畜の写真及び同居畜の状況等と「異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」（様式２）を農林水産省に報告する。また、現地家保からの疫学情報、陽性判定時に備えた準備についても随時報告し、農林水産省と協議の上、道対策本部の設置準備をする。 （ア）　39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈していること （イ）　同一の畜房（単飼の場合にあっては、同一の畜舎）内において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。 （ウ）　同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（単飼の場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及び前日の２日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等である場合を除く。 ※（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかの症状は、特定症状という。 イ　陽性時に備えた準備 （ア）当該農場における畜舎等の配置の把握 （イ）周辺農場における家畜の飼養状況の整理

項　　目	内　　容
	※特に発生農場から半径1km以内の区域にある農場については確実に把握（生乳の出荷制限有り） （ウ）家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保 （エ）患畜等の死体の焼却施設又は埋却地の確保 （オ）消毒ポイントの設置場所の検討 （カ）当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県その他の関係機関への連絡 ウ　検体の送付 次のいずれかに該当する場合には、病変部スワブ、血液、上皮及び水疱液を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、動衛研に送付する。 （ア）　特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合。 （イ）　単飼の場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合。 （ウ）　農林水産省が検体の提出を求めた場合 エ　動衛研への検体の送付を行った場合 直ちに、当該農場において、以下の措置を講じる。 （ア）　法第32条第１項の規定に基づき、以下の物品の移動を制限 a 生きた家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし） b 生乳 c 家畜飼養器具 d 敷料、飼料、排せつ物等 e 家畜の死体 f 採材された精液及び受精卵 （イ）　農場への部外者の立入を制限する （ウ）　農場の出入口及び農場で使用している衣類・使用器具を消毒する オ　関係家保への指示 病性、立入調査結果等により関係が認められる家保（以下「関係家保」という）に対し、その旨を連絡し、次の「関係家保への指示事項」について、関係機関・団体の協力により防疫関連情報の掌握に努めるよう指示する。 **＜関係家保への指示事項＞** 各振興局主務課と連携の上、次の事項に対応する。 □ 農場、飼養頭数、地図 □ 周辺道路、地形の掌握 □ 防疫資材管理表 □ 防疫従事者管理表

項　　目	内　　容
	カ　農林水産省への要請 現地家保からの報告により、北海道だけでの対応が困難と予想される場合は、農林水産省に対し、必要防疫資材、必要人員数、派遣要請期間、活動内容等を連絡し、国や他都府県からの派遣について調整を依頼する。 **(2) 口蹄疫が否定される場合** 家畜防疫員、現地家保より否定されると判断する根拠について、十分に質問し、それを確認する（疑わしい事項があれば、更にその追求を指示する）。また、農林水産省にその旨を電話で連絡するとともに､｢異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」（様式２）をファクシミリ等で送信する。 **３　振興局主務課の対応** 現地家保からの報告を受けて、局対策本部の設置を準備するとともに、対策準備会議へ職員を派遣し、病性決定時に迅速に防疫活動が行えるよう、次の「振興局の緊急措置」を実施する。 **＜振興局の緊急措置＞** 現地家保と連携のもと、畜産関係団体の協力を得ながら前述の「対策準備会議における防疫作業準備」について検討するとともに、次の措置を行う。 １　対策本部立ち上げ準備 □ 関係機関への通報 □ プレスリリース準備 ２　防疫従事者の確保 □ 不足人員の手配・調整 □ 派遣作業員の宿泊場所、移動用バスの確保 ３　防疫資材の確保 □ 道主務課へ緊急防疫資材の手配 □ 不足資材の調達 □ 資材管理職員の選定派遣 ４　制限区域の設定 □ 自衛隊及び警察との対応協議 ５　埋却地の確保 □ 埋却予定地について保健所と協議 □ 埋却作業にかかる工事請負業者との契約事務 □ 農場での埋却地確保が困難な場合、道主務課と対応を協議

項　　目	内　　容
	４　市町村主務課の対応 　市町村主務課では、現地家保からの連絡を受けて、自主的に、地域自衛防疫組織等を活用し、市町村口蹄疫対策本部の設置を準備するとともに、病性決定時に振興局対策本部と連携して迅速に防疫活動が行えるよう、「対策準備会議」担当職員を配置し、畜産関係団体の協力を得ながら前述の「対策準備会議における防疫作業準備事項」について検討する。 　また、異常畜情報の収集に努め、異常畜の情報は早急に現地家保へ連絡する。
病性の決定時の措置	立入検査の結果、疫学情報及び動物衛生研究所の病性鑑定の結果等に基づき、農林水産省が患畜又は疑似患畜と判定した場合には、次の対応を行う。 **１　患畜（疑似患畜）の決定と、家畜の所有者等への通知等** 　農林水産省から連絡を受けた道主務課は、現地家保にその旨通知し、現地家保連絡担当者は、立入検査班、市町村主務課、振興局主務課に連絡する。 　連絡を受けた立入検査班の家畜防疫員は、当該家畜を患畜又は疑似患畜と決定し、法第13条に基づく発生の届出を行うとともに、報道機関等への発表に先立ち、家畜の所有者等にその旨を通知し、今後の防疫対応等、次の「所有者等への説明事項」について十分に説明を行う。なお、一連の交付文書については、評価Ｇが作成持参し、防疫作業開始前に交付する。 〔参照：第２章－Ⅳ－参考資料３－「口蹄疫発生農場説明に係る留意点」〕

項　　目	内　　容
	＜所有者等への説明事項＞ １　口蹄疫の概要 □ 口蹄疫の病性 □ 診断の経過 □ 患畜（疑似患畜）決定通知 □ 消毒指示 ２　家畜伝染病予防法（以下、法）の趣旨 □ 目的（法第１条） □ 予防のための自主的措置（法第62条の２） ３　所有者の義務 □ 患畜又は疑似患畜の隔離の義務（法第14条） □ 患畜又は疑似患畜のと殺の義務（法第16条） □ 患畜又は疑似患畜の死体の焼却等の義務（法第21条） □ 汚染物品の焼却等の義務（法第23条） □ 患畜若しくは疑似患畜の所在した畜舎等の消毒の義務（法第25条） ４　まん延防止の措置 □ 通行の制限又は遮断（法第15条） □ 発掘の禁止（法第24条） □ 家畜等の移動の制限（法第32条） ５　防疫方針 □ 通行の制限又は遮断（法第15条） □ 家畜等の移動の制限（法第32条） □ 家畜防疫員の指示により、所有者がと殺、焼埋却、消毒（法第16条第１項、法第19条、法第21条第１項、法第23条第１項、法第25条第１項、法施行規則第30条別表第二） □ 道、関係機関・団体等が協力 □ 消毒は１週間間隔で３回以上 □ 経費は原則、自己負担 ６　不服申し立ての制限の説明 □ 法第52条の３の規定の説明 □ 行政不服審査法第１条から第４条の規定の説明 ７　国からの手当金の交付と経費の負担 □ 患畜は評価額の三分の一の手当金と三分の二の特別手当金を交付（法第58条第１項１号及び第２項１号） □ 疑似患畜は評価額の五分の四の手当金と五分の一の特別手当金を交付（法第58条第１項３号及び第２項２号） □ 汚染物品は評価額の五分の四の手当金と五分の一の特別手当金を交付（法第58条第１項５号及び第２項３号） □ 家畜の評価額の最高限度額（法施行令第８条） □ 焼却又は埋却に要した費用の二分の一を交付（法第59条） □ 手当金の不交付又は減額となる場合（法施行規則第60条）

項　　目	内　　容
	8　海外悪性伝染病防疫互助事業 □ 手当金と互助金との関係 **＜交付文書一覧＞** □ 口蹄疫患畜・疑似患畜決定通知書（様式９） □ 消毒指示書（様式10） □ 家畜隔離の指示書（様式11） □ と殺指示書（様式12） □ 焼却、埋却、消毒指示書（様式13） □ 死体移動指示書（様式14） **2　対策本部の設置** 道主務課、振興局主務課、市町村主務課はそれぞれ道対策本部振興局対策本部、市町村対策本部を設置し、各対策本部の連携体制のもと、北海道警察、関係機関・団体等に対し協力を依頼し、異常畜の届出受理以降、順次調整を図っていた防疫対策を開始する。 **3　発表、公示、通報** 道主務課は農林水産省と調整した上で、病性決定と同時に設置される道対策本部により、「口蹄疫の（疑似）患畜の確認について」（様　式15）に添って、農林水産省と同時に口蹄疫発生の旨の発表を行う。 また、各対策本部に広報担当者を置き、対策本部の設置とともに、防疫対策進捗状況、移動規制等の事実関係を必要に応じ、かつ定期的に報道機関、関係者に公表し、風評被害防止に努める。 また、道主務課は口蹄疫の発生、移動規制等について公示するとともに、発生について関係機関・団体等に通知する。

Ⅱ　立入検査

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>異常家畜の通報</td><td>家保は、立入検査に係る班編制と必要資材の準備を行い、直ちに家畜防疫員を現地に派遣する。</td></tr>
<tr><td>班編制</td><td>立入検査班と搬送班の２班体制とする。
必要に応じて、自衛防疫組織に補助員を依頼、または市町村に連絡員を依頼する。
<table>
<tr><th>班　名</th><th>班体制</th><th>従事内容</th></tr>
<tr><td>○ 立入検査班
（家保）</td><td>１車２名以上</td><td>・緊急消毒体制整備
・臨床検査
・病性鑑定材料の採取
・緊急措置事項の確認
・農場内の情報収集</td></tr>
<tr><td>○ 搬送班
（家保等）</td><td>１車１名</td><td>・農場外の情報収集
・病性鑑定材料の搬送</td></tr>
<tr><td>○ 補助員
（自衛防疫組織）</td><td>必要に応じ配置</td><td>・検査補助</td></tr>
<tr><td>○ 連絡員
（市町村）</td><td>必要に応じ配置</td><td>・市町村～農場間の資材搬送等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>立入検査の準備</td><td>家保は、立入検査に必要な資材を準備し、定期的に点検しておく。
通報を受けた際に緊急措置事項を指導した中で、不足資材があれば加えて携行する。
<table>
<tr><th>立入検査班資材リスト</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>＜衣類＞
□ 長靴、防疫衣、シューズカバー
□ プラスチック手袋、ゴム手袋
□ メディカルキャップ、防塵マスク
□ ガムテープ</td><td></td></tr>
<tr><td>＜臨床検査用資材＞
□ 保定具(ロープ､鼻鉗子､豚用保定器､開口器)
□ 鎮静剤(セラクタール、マフロパン)
□ 軍手、懐中電灯、電池、体温計、数取器
□ たわし、白布、キムタオル
□ 防水デジタルカメラ
□ カラースプレー</td><td>患部･蹄部の清拭</td></tr>
<tr><td>＜病性鑑定材料採取用資材＞
□ 採材用チューブ
□ 有鈎ピンセット、外科鋏、メス
□ シリンジ(1ml、5ml)
□ 注射針(18G、23G)、カテラン針18G
□ プレーン真空採血管
□ チューブ立て、遠沈管立て、試験管立て
□ アルコール綿花
□ 滅菌綿棒
□ 保存液（pH7.2～7.6であることを確認する）</td><td>一次容器、※１

※２</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

項　　目	内　　容	
	□ ビニールテープ、マジック、キムタオル □ クーラーボックス、保冷剤	検体密封用 農場内移動用
	＜連絡及び記録用資材＞ □ 携帯電話（車載用充電器） □ 調書(様式1～4)、届出者用ﾘｰﾌﾚｯﾄ □ 筆記用具（油性)、バインダー □ ユニパック（A4サイズ） □ 法第12条の４第１項の定期報告書のコピー（該当する農場）	※３ 調書を封入
	＜消毒用資材＞ □ バケツ(一次容器消毒､畜舎内､畜舎入口､農場入口)、ブラシ、踏み込み消毒槽 □ 簡易噴霧器、消毒用ハンドスプレー □ 炭酸ソーダ（計量カップ）等の消毒薬 □ マスク、ゴーグル、軍手 □ 消石灰、平先スコップ、竹ほうき	4%炭酸ｿｰﾀﾞ ﾋﾞﾆｰﾙ袋に小分け 石灰散布用 石灰散布用
	＜その他＞ □ コーン、コーンバー、立入禁止看板 □ ごみ袋（90L、45L)、ビニール袋 □ カッター、ハサミ □ 着替え、食料品、地図	農場出入口封鎖
	＜食道喉頭粘液採材用＞ □ プロバングカップ、プロバング用ビール瓶、滅菌済広口管（50mlプラスチック遠心管等）	
	※１　採材用チューブには、滅菌済で、確実に密栓できるクライオチューブ（セラムチューブ）や遠心管（15ml、50ml）を適宜用いる。 ※２　参考資料16　保存液の作り方を参照して作成。 ※３　様式１　異常家畜の届出を受けた際の報告 様式２　異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票） 様式３　病性鑑定依頼書 様式４　口蹄疫防疫事前調査表 ﾘｰﾌﾚｯﾄ　異常家畜の届出者(所有者)の方へ(参照:第2章-Ⅳ-参考資料4)	
	搬送班資材リスト	備　考
	＜立入用衣類＞ □ 長靴、防疫衣、シューズカバー □ プラスチック手袋、ゴム手袋 □ メディカルキャップ、防塵マスク □ ガムテープ	
	＜病性鑑定材料搬送資材＞ □ アルミ・ステンレス容器または50ml遠沈管 □ 国連規格容器（※４）	一次容器 二次容器

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>□ オーバーパック（※４）
□ キムタオル、緩衝材、保冷剤(大・小)
□ ビニールテープ、ガムテープ
□ ユニパック（A4サイズ）
□ 危険物輸送の申告書（※４）</td><td>検体密封用
様式2､3を封入</td></tr>
<tr><td>＜連絡及び記録用資材＞
□ 携帯電話
□ 航空写真、周辺地図
□ バインダー、筆記用具(油性)
□ 防水デジタルカメラ
□ ＳＤカードリーダ</td><td></td></tr>
<tr><td>＜消毒用資材＞
□ バケツ、水(18Lタンク)、ブラシ
□ 簡易噴霧器、消毒用ハンドスプレー
□ 炭酸ソーダ（計量カップ）</td><td>4%炭酸ｿｰﾀﾞ
ﾋﾞﾆｰﾙ袋に小分け</td></tr>
<tr><td>＜その他＞
□ ごみ袋（90L、45L)、ビニール袋
□ 懐中電灯
□ 道路地図（空港までの経路を含む）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※４　詳細は参考資料５を参照</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
農場到着時の対応	○　立入検査班 　農場外に駐車後、防疫衣等を着用する。農場入口の限定状況と消毒体制等の指導事項を確認・整備してから、必要資材を持って農場内に入り、立入検査を行い、搬送班に材料等の受渡を行う。 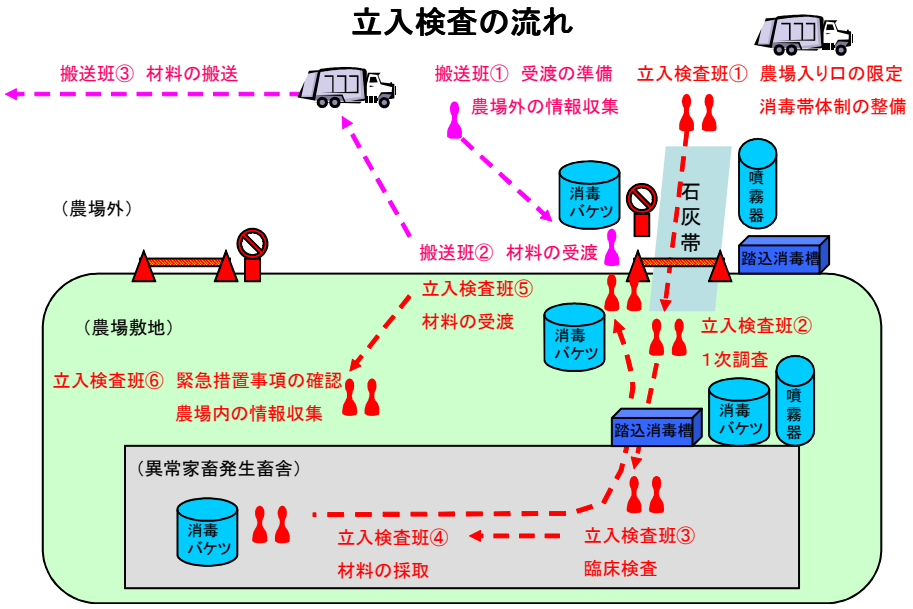 1　農場入口の限定状況の確認・整備 　全ての農場入口の封鎖状況を確認し、立入禁止看板等を設置する。 2　消毒体制の確認・整備 　出入りのため農場入口1カ所について消毒体制を確認、整備する。 　衛生管理区域を確認の上、農場内の作業動線を考慮し、異常家畜発生畜舎入口の消毒体制を整備する。 　消毒薬は、４％炭酸ソーダと消石灰を用いる（**混合すると中和するので注意**）。 （1）物品消毒バケツ（一次容器用、農場入口、畜舎入口、畜舎内） （2）踏込消毒槽（農場入口、畜舎入口、衛生管理区域境界） （3）簡易噴霧器、消毒用ハンドスプレー（農場入口、畜舎入口） （4）石灰帯（農場入口） ○　搬送班 　農場外に駐車後、家保に現地に到着した旨を報告し、防疫衣等を着用してから、材料受渡の準備をする。また、農場外の情報収集のため、必要事項を調査する。 　作業終了後は、立入検査班からの連絡を車内で待つ。 1　材料受渡の準備 　農場外と駐車場所で、材料受渡の準備をする。 （1）消毒バケツ（一次容器、国連規格容器、その他の物品の消毒）

項　　目	内　　容
	(2) 簡易噴霧器、消毒用ハンドスプレー **２　農場外の情報収集** 　農場外の情報について周辺地図、航空写真等を活用し現地調査を行い、結果を家保に報告する。また、農場周辺写真を撮影する。 □　通行の制限又は遮断予定場所 □　農場防疫作業のために必要な候補地の選定 □　農場周辺（清浄区域、汚染区域の設定）
聞き取り調査（１次調査）	立入検査班は、所有者等に対し口蹄疫の病性、緊急措置事項、立入検査の流れについてリーフレット等を用いて説明し、伝染病防疫への協力を依頼する。また、様式１と２について聞き取り調査（以下、１次調査）を行う。 □　ﾘｰﾌﾚｯﾄ：異常畜の届出者(所有者)の方へ(第2章-Ⅳ-参考資料4) □　様式１：異常家畜の届出を受けた際の報告 □　様式２：異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票） 　１次調査内容は、次の臨床検査終了後に家保に報告する。
臨床検査	１次調査内容に基づき、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を行う。 　その際、臨床検査結果について、臨床検査野帳（様式２－２、３）に記録するとともに、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位及び好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。撮影の際の留意事項は、後述のとおり。 ＜臨床検査の実施にあたっての留意事項＞ ○　家畜の所有者等からの通報の内容を過信せず、改めて農場内における異常の有無を確認する。 ○　周辺農場との距離、農場における飼養衛生管理の実施状況、飼養ステージに応じた農場内における家畜の移動状況や異常家畜の配置等、農場内における伝染病の発生の有無を判断する上で参考となる事項を確認する。 ○　口蹄疫に特徴的な病変の有無だけでなく、元気・活力、食欲、体温等の一般的な臨床症状も確認する。 ○　異常が認められた場合は、当該異常の発生時期や履歴について、所有者等による観察の頻度や記録等も考慮して確認する。 ○　臨床検査に必要な保定、開口等により、病変部位等を損傷しないように注意する。病変や臨床症状を記録する際は、これらの措置による影響（体温の上昇等）がないか注意し、その可能性がある場合は、その旨を記録する。 ○　次に掲げる異常家畜が発見された場合、異常家畜の状況と発生頭数、一群に限局しているか、拡大傾向にあるのか等について詳細に観察記録する。

項　　目	内　　容
	1　牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし （１）、（２）、（３）のいずれかの症状（特定症状）を呈しているかどうか確認する。 **（１）次のいずれにも該当する。** **ア　39.0℃以上の発熱** ・めん羊、山羊では、発熱が認められるものは少なく、群全体としてみると、発症するものは少ない。 **イ　泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止** （ア）牛 ・突然発症し、数時間のうちに、年齢を問わず、口腔の病巣の発達や圧迫のために多量の唾液を流出する【写真１】。 （イ）豚 ・肢の病巣のために痛みがあり、起立を嫌い、肢の先端を地面に着けるような“つま先立った”歩様をとる。 ・蹄が脱落するとともに、副趾、膝及び飛節等が障害を受ける場合がある。 （ウ）めん羊、山羊 ・牛の場合と異なり、口腔の病変が不規則で、かつ経過が短いため、流涎をみることはない。 ・流産や死産、跛行に注目する。 **ウ　口腔内等（※）の水疱等（※）** ※　口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房 ※　水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷は除く。） （ア）牛 ・水疱は、粘膜及び皮膚が浮き上がる様に形成【写真２、３】され、容易に破ける。びらんは水疱が破れた後、赤褐色の病変として確認【写真４】される。口腔病変はびらんとして確認される場合が多い。 ・びらん病変は、周辺部から瘢痕化し、二次感染がなければ、通常２週間以内に再生される。 ・蹄は強い水流で洗ってから検査する。蹄冠部や趾間部にも水疱が観察される。破けた場合は、表層性の潰瘍として残る。この種の病変は、時に深部の潰瘍に移行する。 ・乳房にも病変を生ずる。発現の場所は広く、水疱よりも膿疱のことが多い。子牛が哺乳の際に乳首を噛んだりすることによる、細菌の二次感染に由

項　　目	内　　容
	来する。 ・伝染性が極めて強く、24時間から48時間以内に農場の牛の半分くらいが罹患することとなる。 ・ウイルスのタイプによっては、発熱、鼻・口腔の軽度のびらん、潰瘍等の症状しか示さないこともあり、疫学調査結果等を踏まえ判断する必要がある。 【写真１　流涎　宮崎県提供】 【写真２　水疱　宮崎県提供】 【写真３　水疱　宮崎県提供】 【写真４　びらん　宮崎県提供】 （イ）豚 ・鼻端の上部に大きな水疱（【写真１】、いくつかの水疱が癒合してできた）をみることがある。これが擦れたりして破けると、水疱の表面が下層と張り付き、襞や皺になったりするが、このような病巣は、白色の豚では見つけにくい。 ・水疱や表層性の潰瘍は、鼻鏡【写真２】、乳房・乳頭【写真３】、四肢・蹄【写真４】、口腔内、とくに舌面上にもみられ、多量の流涎をみることがあるが、病変の程度によって異なる。 ・豚の場合、安全上の理由から、口腔内の検査は薦められない。多くの場合、豚では口腔の病変とほとんど同時か数時間の違いで肢の病変が見られる。

項　　目	内　　容
	・肢は強い水流で洗ってから蹄を検査する。 ・病巣の多くは、蹄の辺縁に沿って象牙色～白色を呈するが、時にはその上部に及ぶことがある。 ・病巣は破け，黄褐色の球状物となり，時間とともに広がる。 ・二次感染を起こした深部潰瘍は、24時間以上を経過した病巣にみられることがある。 【写真１　水疱　宮崎県提供】 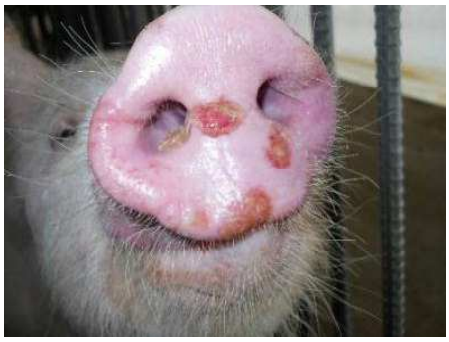 【写真２　びらん　宮崎県提供】 【写真３水疱・びらん宮崎県提供】 【写真４　びらん　宮崎県提供】 （ウ）めん羊・山羊 ・口腔を開けると、小さく表層性の潰瘍（多くは直径が1cm以下）が認められる【写真１、２】。 ・同様の病巣は、蹄冠部や趾間部にも認められる【写真３、４】。 ・二次感染を起こすことは稀である。 ・めん羊や山羊の本病は、牛の場合ほどの伝染力はなく、疫学的な所見を考慮することが重要。

項　　目	内　　容
	 【写真１　めん羊　歯ぐきの潰瘍 英国　環境食糧省】 【写真２　山羊　舌の潰瘍 英国　環境食糧省】 【写真３　めん羊　趾間部潰瘍 英国　環境食糧省】 【写真４　山羊　蹄冠部潰瘍 英国　環境食糧省】 **（２）同一の畜房内（一つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合は同一の畜舎内）で、複数の家畜の口腔内等に水疱等がある。** **（３）同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内で、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡する。** **（ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）** ア　牛 ・二次感染がない場合は、幼牛を除いて死亡するものは少ない。 イ　豚 ・哺乳中の子豚では、哺乳停止や急性心筋炎等により死亡率が高くなる場合がある。

項　　目	内　　容
	ウ　めん羊、山羊 ・子めん羊、子山羊では致死率が高くなる。 **２　鹿** （１）、（２）、（３）のいずれかの症状（特定症状）を呈しているかどうか確認する。 **（１）次のいずれにも該当する。** **ア　39.0℃以上の発熱** **イ　口腔内等の水疱等** **（２）同一の畜房内（一つの畜房につき１頭の鹿を飼養している場合は同一の畜舎内）で、複数の鹿の口腔内等に水疱等がある。** **（３）同一の畜房内において、半数以上の鹿（一つの畜房につき１頭の哺乳鹿を飼養している場合は、同一の畜舎内で、隣接する複数の畜房内の哺乳鹿）が当日及びその前日の２日間において死亡する。（ただし、鹿の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることがあきらかな場合を除く。）** ＜写真撮影・送付にあたっての留意事項＞ ○　写真１枚当たりのサイズは、少なくとも長辺1,024ピクセル以上、短辺768ピクセル以上（80万画素相当以上）とする。 ○　写真が不鮮明にならないようにするため、保定を確実に行う。 ○　適切な写真が得られる性能を有する撮影機材を用いる。 ○　ブラインド等を一時的に開放したり、フラッシュを用いること等により、暗所においても明瞭な写真が得られるようにする。フラッシュを用いる場合には、病変部が光の反射によって白くつぶれる場合があるので、角度の調節等により目的とする部分が鮮明に見えるようにする。 ○　奥行きのある病変部の近接撮影では、被写体の一部のみに焦点が合う場合があるので、必要な部分に焦点があうように調節する。 ○　１つの部位について必ず複数回撮影し、最も鮮明な写真を選択し送付する。 ○　異常が認められた家畜は、病変の好発部位全てについて病変の有無をよく確認し、病変の有無にかかわらず好発部位は必ず撮影する。また、全身の状態を確認するため、全身の外貌も撮影し、異常家畜については、少なくとも次の写真を撮影する。病変部は、状態がわかるように、適宜写真を追加する。

項　　目	内　　容
	１　牛 （１）外貌（全身、開口検査の前に撮影） （２）頭部（口唇周辺の流涎の状況が分かるもの。開口検査の前に撮影） （３）上唇（粘膜面）、歯床 （４）口蓋 （５）舌（表面及び裏面。病変部がない場合は、少なくとも表面） （６）鼻（鼻鏡、鼻腔） （７）蹄（蹄冠部。病変がない場合は、少なくとも一肢） （８）乳頭 ２　豚 （１）外貌（全身） （２）舌 （３）鼻（鼻端） （４）蹄（蹄冠部。病変がない場合は、少なくとも一肢） （５）乳頭 ○　防疫作業における作業者の移動経路（動線）の検討や殺処分を行った家畜の搬出方法の検討等のため、農場及び畜舎の状況についても写真撮影する。 ○　写真は、ファイル名の変更やファイルへの注釈の記入、撮影時の番号札の活用等により、少なくとも個体の識別が行えるようにする。 異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式２）や臨床検査野帳（様式２－２、３）は１枚ずつＡ４チャック袋に収納し、周囲を４％炭酸ソーダで消毒して補助者に渡す。 撮影後の防水デジタルカメラも、周囲を４％炭酸ソーダで消毒し補助者へ渡す。 補助者は、畜舎出口で身体、携行具等の消毒を行い、外側の防疫衣並びにゴム手袋を新しいものに交換し、材料受渡場所で、参考資料５の１の（１）の一次容器と同様に消毒して、搬送班に調査票、野帳、防水デジタルカメラを渡す。
報告	搬送班は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの道や市町村、農業団体の関連施設から、異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式２）及び写真を道主務課及び家保へ、それぞれFAX及び電子メールで送付する。
病性鑑定材料の採材	次のいずれかに該当する場合には、病性鑑定用材料の採材を行う。 １　特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合。

項　　目	内　　容
	２　一つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合。 ３　農林水産省が検体の提出を求めた場合。 採材は、下記の「病性鑑定材料の採材」を基本に実施することとし必要に応じて道主務課、農林水産省を通じ、動衛研に技術的な助言を求める。 **＜病性鑑定材料の採材＞** **１　事前説明** 病性鑑定材料の採材を行うにあたっては、所有者等に次の事項を十分に説明する。 □　口蹄疫を否定できない理由 □　採材から診断までの流れ **２　留意事項** 採材時、術者と補助者は役割を分担し、補助者は可能な限り家畜に触れることが無いように留意する。 採材名簿を作成し、対象家畜のマーキングを行う。 **３　採材** **（１）病変部材料（ウイルス検出用）** 採材方法は水疱の有無で異なる。水疱上皮は新鮮な破裂前のものが望ましく発病当日のものであれば理想的である。 **ア　水疱が認められる場合** ○ 水疱液：水疱液を注射器で吸引し、空の採材用チューブに移す（保存液は入れない）。 ○ 水疱上皮：水疱上皮を切り取って、保存液入りの採材用チューブに入れる。 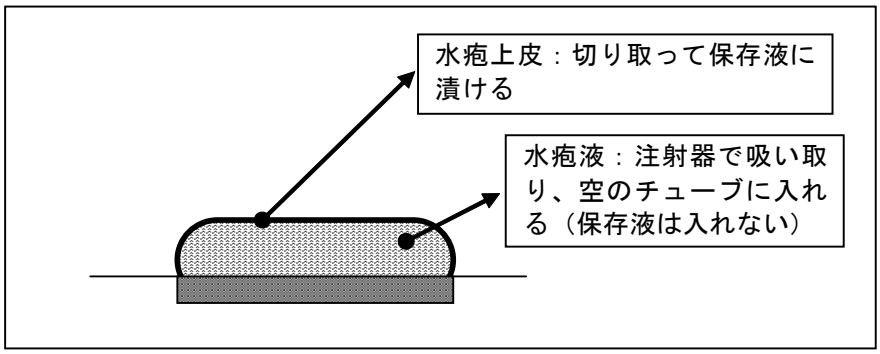 ※水疱上皮は１g(目安2cm×2cm）以上採材するのが基本だが、それ以下しか採材できなくても、確保できる量だけでかまわない。同一群であれば複数頭から集めてプールしてもよい。 ※異常家畜の舌又は口内のものが最良であるが、蹄部のものでもよい。

項　　目	内　　容
	イ　水疱はないが、破れた水疱上皮が確認できる場合 ○　水疱上皮：アと同様 ○　病変部スワブ：滅菌綿棒等で病変部あるいは扁桃をまんべんなく拭い、綿棒等が確実に浸る量の保存液の入った採材用チューブに入れる。 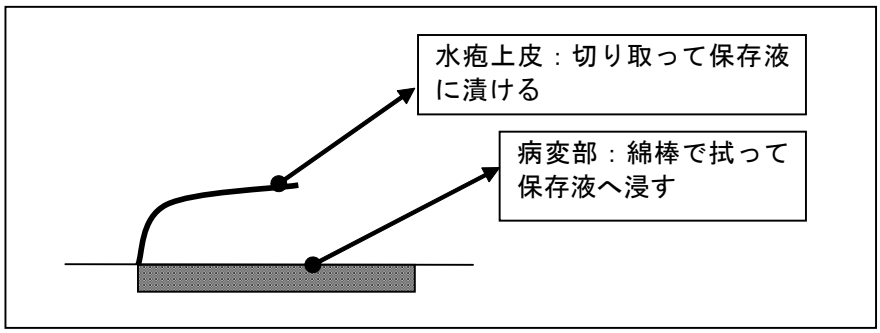 **ウ　水疱がなく、破れた水疱上皮も確認できず、びらん・痂皮が確認できる場合** ○　病変部拭い液：イと同様 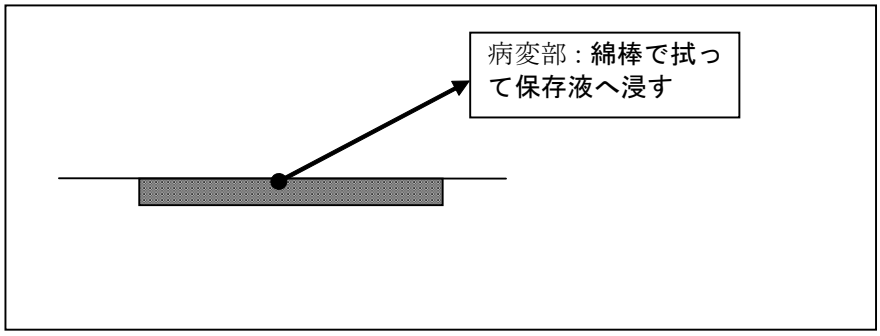 **（２）血液（抗体検査用）** 血液は、EDTAやヘパリン等凝固防止剤の入っていないプレーン真空採血管を用いて採血する。 採血頭数は、異常家畜の発生状況等を勘案し、道主務課の指示に従う。採血は、対象動物がウイルス血症を呈している可能性を考慮して行う。 **（３）食道喉頭粘液の採材** 指示があった場合、プロバングカップを用いて、食道喉頭粘液を採材する。 **○　プロバングカップによる材料採取手順** ①　異物の混入を避けるため、採取前は可能な限り飼料の給与を中止する。

項　　目	内　　容
	②　対象動物は採取部位から口腔までが水平かやや上向きになるよう鼻先で固定（保定）する。 ③　採取直前にビール瓶等で水（通常給与しているもの）を飲ませる。 ④　採取部位にあわせて、プロバングカップの握りを決める ⑤　舌を握り、カップを口角から挿入して舌の背側面に沿って押し進め、食道上部に送り込む。さらに送り込むと頸部側面からカップ先端が観察触知できる（誤って気管に入った場合は触知不可で吐嘔がある）。 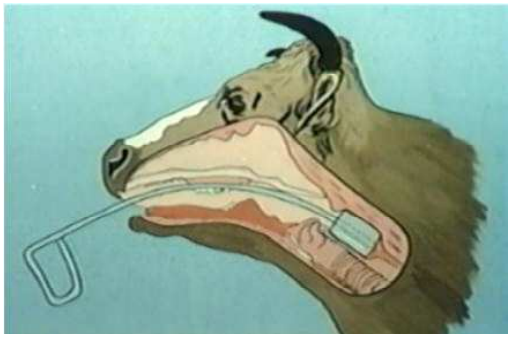 **【図】採材部位** プロバングを挿入する前に、あらかじめ採材位置を確認する。 ⑥　カップ部分を食道喉頭腔で５、６回静かに前後させる。 ⑦　採取材料がこぼれないようカップを上向きにしながら引き抜き、直ちに50mlプラスチック遠心管等滅菌済広口管に移して、粘液や細胞成分が入っていることを確認した後、直ちにプロバング保存液を等量加えて混和する。 食塊や血液が混じたものやルーメン内容物が混入したもの（プロバング保存液を加えた際に黄変したもの）は、検査材料として不適なので、水で口腔内を洗浄し、再度採取する。 ⑧　プロバング保存液を加えた採取材料４mlを採材用チューブに移す。 ⑨　使用済みプロバングカップは消毒液で十分洗浄し、さらに熱湯や水で消毒液を除去してから再利用する。 **４　検体処理** □　採材者は、採材用チューブのフタが開かないようビニールテープで巻き、周囲を４％炭酸ソーダで消毒後、補助者へ渡す。また採血管も同様に消毒後、補助者に渡す。 □　補助者は、作成した調書等についてチャック袋に収納し、周りを消毒してからクーラーボックスに収納する。 □　補助者は、保冷剤の入ったクーラーボックスに採材用チューブを収納し、クーラーボックス周囲を４％炭酸ソーダで消毒する。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>□　補助者は、畜舎出口で身体、携行具等の消毒を行い、外側の防疫衣並びにゴム手袋を新しいものに交換し、病性鑑定用材料の採取が終了した旨、材料搬送班に連絡し、参考資料５の１の（１）を基本にして、搬送者に検査材料を引き渡す。

５　採材時の注意点
□　採材者は採材後にプロバングカップを取り出す際、低い位置からプロバングカップを引き抜くと採材材料がこぼれるため、踏み台を使用するなど、注意を払う。

６　待機
□　立入検査班は、一連の防疫作業が終了した後、病性決定までの間、可能な限り当該農場に留まり、家畜所有者等との連絡体制を確保し、所有者等の不安解消に努める。</td></tr>
<tr><td>検査材料の受渡・搬送</td><td>材料搬送班は、直ちに材料受渡場所へ赴き、農場の外で立入検査班から、参考資料５の１の（１）を基本に検査材料を受け取り、家保連絡担当者の指示のもと搬送体制に入る。</td></tr>
<tr><td>防疫情報の収集整備</td><td> 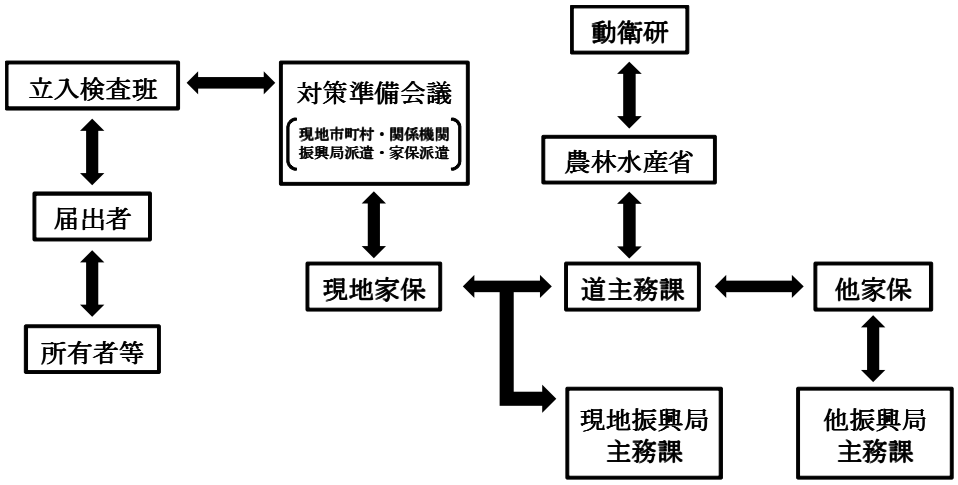

立入検査を実施した者は、道主務課の指示があるまでは現地を離れてはならない。病性が決定するまでの間に、下記の「病性決定までに実施する事項」を基本に、口蹄疫と診断された場合を想定し、殺処分や埋却の場所、焼却または埋却の別等、その後の防疫の段取りを検討する。
初発の場合には、家畜防疫員は現場の所見のみで直ちに口蹄疫と決定してはならない。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
	＜病性決定までに実施する事項＞ 　立入検査班は、市町村対策準備会議と連携しながら、具体的な防疫準備に着手する。作業上の検討協議事項については、順次、対策準備会議を通じて、家保連絡担当者へ報告、協議する。 **１　疫学調査の継続** □　中断していた、異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（様式２）に基づく疫学的情報の収集を再開し（二次調査）、調査結果を市町村対策準備会議に派遣されている家保職員に報告。 **２　防疫作業にかかる事前情報収集** □　所有者等や通報者の協力を得ながら、「口蹄疫防疫作業事前調査表」（様式４）を基に、口蹄疫と診断された場合を想定し、畜舎見取図、殺処分方法、埋却予定地等、その後の防疫の段取りを検討する。 □　口蹄疫と決定された場合、殺処分対象となる全ての家畜について確認し、その内容を家畜の評価記録簿（様式23-1）に記載する。 **３　緊急措置事項の履行** □　異常家畜通報時に指示した緊急措置事項について、確実に履行されているかを確認し、不備があれば体制を整備する。 □　必要に応じて、農場敷地内の緊急消毒を実施する。 □　不足する資材がある場合には、市町村の担当者に搬送を依頼する。

Ⅲ　発生時の防疫

＜防疫組織の概要＞

病性決定と同時に、道防疫対策本部、振興局防疫対策本部、市町村対策本部を立ち上げ、各対策本部の連携のもと防疫対策を推進する。

各対策本部間並びに各班（Ｇ）の連絡調整には、「総括・調整班」が中心的役割を果たす。

市町村対策本部「総括・調整班」には、振興局防疫対策本部「総括・調整班」並びに「防疫班」から職員を派遣して「発生地防疫統括チーム（防疫従事者集合場所）」を編成し、連携して現地防疫作業の指揮に当たる。

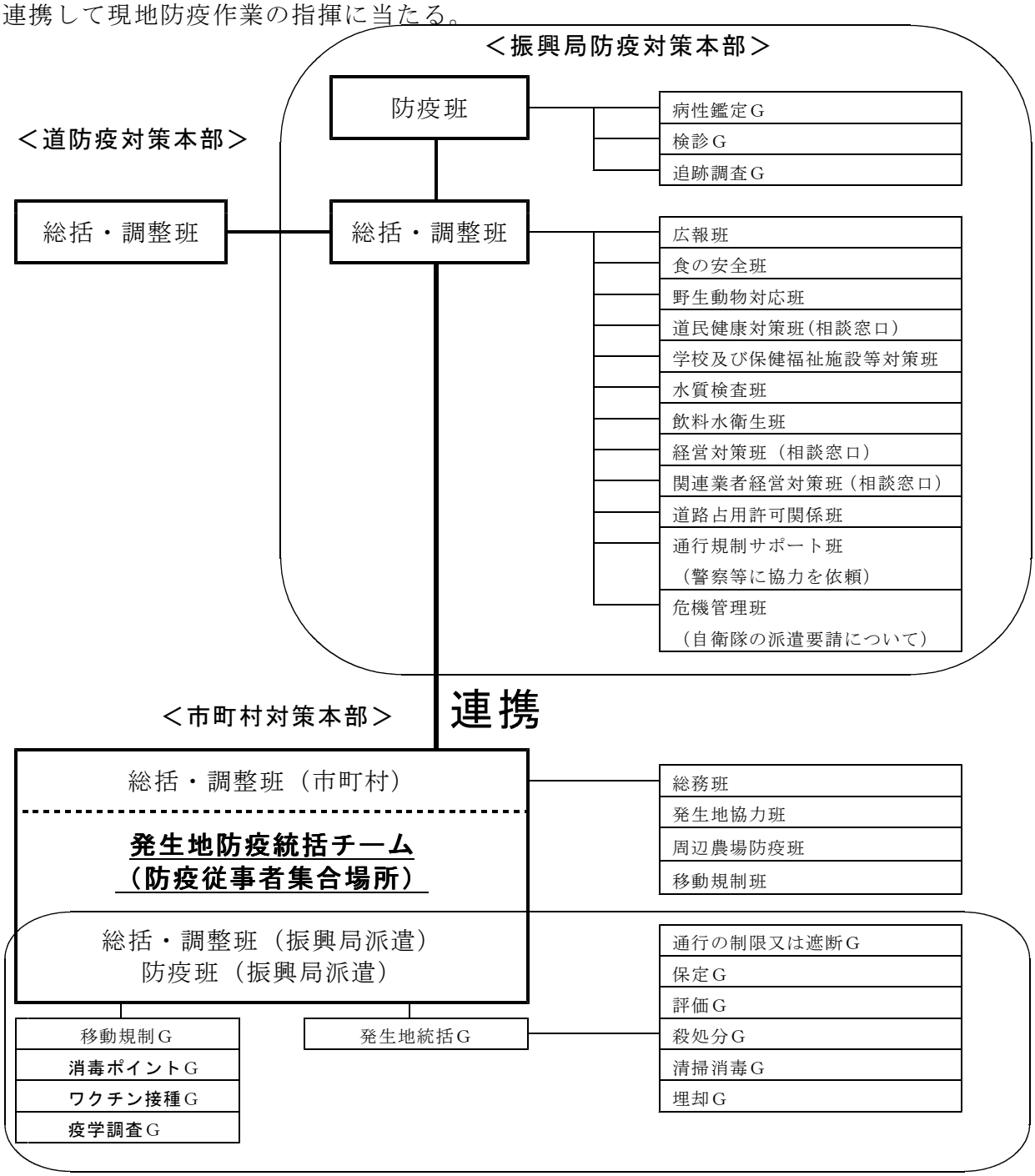

＜発生地防疫統括チーム（防疫従事者集合場所）＞

初動防疫における「病性鑑定材料の送付決定」時に設置される「対策準備会議」については、病性決定と同時に「発生地防疫統括チーム」へ移行し、振興局防疫対策本部と市町村対策本部が連携して、発生地における防疫作業の指揮に当たる。

１　総括業務

防疫作業スケジュール及び必要資材、人員の確認と調整を行う。

（１）発生地統括Ｇとの連絡調整（防疫班（振興局派遣））

ア　発生地で防疫作業を行う各Ｇの人員、編成の確認・調整
イ　作業日程の確認・調整
ウ　不足資材、人員の確認・調整

（２）移動規制Ｇとの連絡調整（総括・調整班（振興局派遣））

ア　移動規制Ｇの人員、編成の確認・調整
イ　作業日程の確認・調整
ウ　不足資材、人員の確認・調整

（３）振興局防疫対策本部との連絡調整（防疫班、総括・調整班（振興局派遣））

作業進捗状況の相互確認

（４）防疫従事者への説明（防疫班（振興局派遣））

防疫従事者に作業内容やバイオセキュリティーに関する注意事項の説明を行う。
［参照：第２章－Ⅳ－参考資料７－「防疫従事者のみなさまへ」］

（５）その他、全体の管理調整業務（防疫班、総括・調整班（振興局派遣））

２　サポート業務

防疫作業には多数の人員と資材が必要なため、次のサポート業務を行う。

（１）集合場所の確保・設営（総括・調整班（市町村対策本部））

ア　振興局防疫対策本部総括・調整班と協議し、役場や公民館等、多数の防疫従事者が集合できる場所を確保する。
イ　防疫従事者が男女別に着替えられる更衣室を設置する。
ウ　防疫従事者の申し出により健康チェックを行う問診コーナーを設置する。
エ　可能な限り、作業後に使用するシャワー室を設置する。

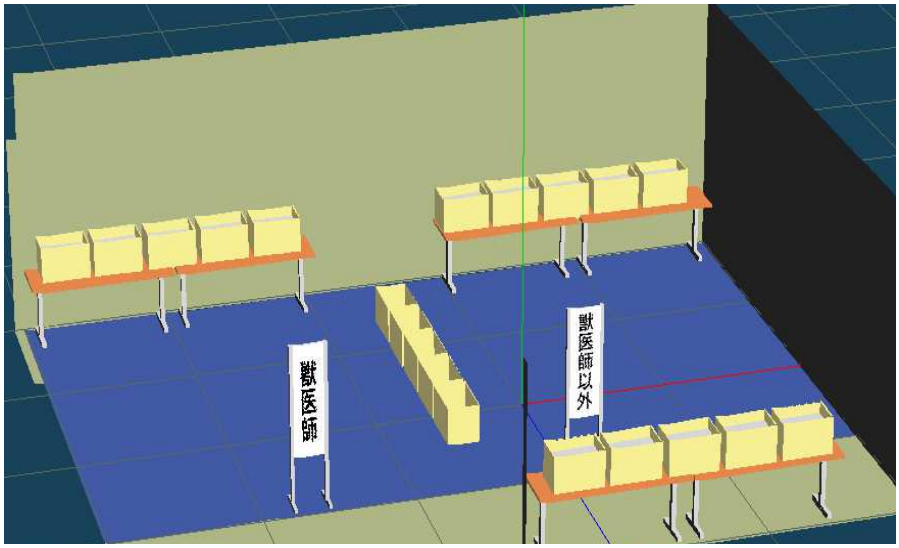

（更衣室のイメージ）

① ブルーシート等を敷設し、更衣室内は獣医師と獣医師以外に分け、看板を設置する。分別してゴミを回収するためにゴミ袋を被せた段ボール箱を置き、仕切りとする。

② 机の上に名称を標示した防疫資材を並べる（防疫衣、靴下、パンツ、Ｔシャツ、タオル、ビニール袋、マジック等）。

（２）集合場所におけるサポート（総括・調整班（市町村対策本部））

ア　集合場所敷地出入口に動力噴霧器を設置し、車両の消毒を行う。

イ　集合場所施設出入口に消毒済みのサンダルを配置し、踏み込み消毒槽、雑巾を置き、出入りの際の靴裏の消毒を行う。

ウ　防疫従事者の帰着時に使用する消毒液、手洗い場、うがい用のコップ、イソジン液等を用意する。

エ　消毒の必要がある物を消毒し、廃棄物は適切に処理する。

（３）防疫資材管理所の設置・管理・補給（総括・調整班（振興局派遣・市町村対策本部）

市町村対策本部に防疫資材管理所を設置し、受払いの管理を行う職員を常駐させる。防疫資材管理表（様式５）で在庫状況を振興局防疫対策本部総括・調整班に報告する。

また、振興局防疫対策本部総括・調整班の指示に基づき、管理所、発生農場作業基地、消毒ポイント等へ資材の補給を行う。

（４）弁当や飲料の確保（総括・調整班（振興局派遣、**市町村対策本部））**

総括・調整班（振興局派遣）、防疫班（振興局派遣）及び総括調整班（市町村対策本部）が把握している移動規制や消毒ポイントを含む全ての防疫従事者の人数に基づき、弁当及び飲料を手配する。

飲料は、一度で飲みきれる350mlのペットボトル入りで、種類はお茶やスポーツドリンク類とし、運搬及び保管の効率を考慮して箱単位で購入する。

防疫従事者が現場へ入る際に持参するか、休憩時間に合わせて現場へ運搬する。

（５）傷病者や交代人員の搬送（総括・調整班（市町村対策本部））

軽度な傷病者や緊急的な交代人員の搬送を行う。

（６）必要資材

様式５「防疫資材管理表」参照

＜Ⅲ－１　総括・調整班＞

（総合振興局等農務課）

防疫作業を円滑に行うため、関係各所と十分に連絡調整する。

１　関係機関との連絡調整、防疫作業計画の調整

（１）振興局防疫対策本部会議等の開催。
（２）防疫作業計画の調整。
（３）道防疫対策本部、市町村対策本部(発生地防疫統括チーム)との連絡調整。
（４）各班の事務担当者を確認の上、振興局防疫対策本部名簿を作成し、連絡体制を整備。

２　防疫従事者の動員計画と受入対応

（１）防疫従事者の動員計画

振興局防疫対策本部防疫班が作成した防疫作業計画に基づき、防疫従事者の動員計画を作成し、関係部局・機関と調整の上、必要人数を確保する。

ア　発生農場の防疫措置、周辺農場の立入検査等に対する動員体制の整備・調整を行う。

イ　防疫計画に基づき、動員計画を作成し、道や関係部局機関と調整の上、防疫従事者の必要数を確保する。

（２）防疫従事者の受入対応

ア　事前に作業内容や注意事項等の周知をする。

イ　遠方からの従事者等のため、宿泊場所を確保する。

ウ　動員計画に基づき、宿泊場所と市町村対策本部間、市町村対策本部と作業現場間の移動用バスを手配する。

［参照：第２章－Ⅳ－参考資料６－「防疫従事者の受入れについて」］

３　資材の移送、発注、重機の手配

（１）家保に保管している緊急用防疫資材の移送方法の確保
（２）特殊資材（消毒薬、動物用医薬品、診療用器具・器材等）は必要量を集計し、販売代理店に発注する。
（３）一般資材、防疫従事者の着替え下着等や重機については、市町村対策本部と協議の上、地元業者への手配を依頼する。

４　その他総括業務

振興局防疫対策本部の各班（Ｇ）の業務に属さない、突発的に発生する業務について対応する。

＜Ⅲ－２　広報班＞

（総合振興局等地域政策課）

各種広報媒体を活用した迅速で的確な道民への情報提供により、本病のまん延や風評被害を防止する。道や市町村の防疫対策本部広報担当と密に連携し、公表する内容や日時、方法等について調整を行う。

１　準備と調整

（１）報道資料及び広報資料等の内容に係る以下の内容について、道防疫対策本部や市町村対策本部と調整を行う。

ア　経緯、防疫作業の現状や今後の見通し

イ　移動制限区域や搬出制限区域の設定状況

ウ　消毒ポイント設置状況、車両消毒への理解と協力の要請

エ　発生地域への不要不急の立入りの自粛の要請

オ　畜産物や観光等への風評被害の防止

カ　心身の健康、経営、野生動物等に係る相談窓口の案内

キ　現地取材による病原体拡散を防止するための協力要請

［参照：口蹄疫の（疑似）患畜の確認について（様式15)、口蹄疫発生対策本部開設の通知（様式18)］

（２）記者クラブとの発表時間、場所及び取材活動に関する調整

（３）防災無線や道路情報掲示装置の管理者への協力要請

２　広報手段

記者発表、報道資料の配付、インターネット等を活用する。防災無線や道路情報掲示装置（電光掲示板）等の利用も検討し、迅速な広報に努める。

３　相談窓口の開設及び風評被害防止策の広報

畜産物に対する風評被害防止策と併せて、道民の相談窓口の開設について、相談窓口班と連携して広報を行う。

＜Ⅲ－３　食の安全班＞

（各保健福祉室生活衛生課、食肉衛生検査所）

と畜場（食肉加工場を除く）は、畜産関係車両の集散地点であることから、入出場車両や畜産物等を介した本病のまん延を防止するため、次の事項を徹底する。

１　管内及び隣接する振興局管内での発生時におけると畜場の対応

（１）搬入家畜について、発生農場との疫学関連の有無や、本病を疑う所見の有無を速やかに確認する。

（２）と畜場が移動制限区域内に所在している場合は、法第33条に基づき事業を停止する。

原則として制限区域の設定後21日間は例外措置を設けないが、21日間経過後は、道防疫対策本部と農林水産省で協議の上、発生農場から半径５km区域内に所在する場合を除き、例外的に再開することができる。ただし、と畜する家畜は農場からと畜場へ直行する家畜のみとする。

２　移動制限区域外のと畜場の対応

（１）施設内の消毒の徹底

（２）入出場車両及び人の記録及び消毒の徹底

（３）製品のロット管理の徹底

（４）疫学調査への協力

３　と畜場係留畜に異常を発見した場合の通報

口蹄疫を否定できない家畜を発見した場合には、場内への家畜搬入や移動、畜産物の搬出入を緊急的に停止し、応急消毒を実施するとともに、直ちに家保に通報する。

［参照：第２章－Ⅳ－参考資料１－「と畜場での異常家畜が発見された場合の防疫措置」］

＜Ⅲ－４　野生動物対応班＞

（総合振興局等環境生活課）

口蹄疫が野生ジカ等に感染した場合、これらを介した家畜への感染拡大や、野外環境で病原体が維持されることによる防疫対策の長期化が懸念される。野生動物への本病の侵入やまん延を防止するため、次の事項を周知徹底する。

１　本病に係る情報収集窓口を設置（広報班を通じて公表）し、本病を疑う野生動物に関する情報収集に努める。

２　発生地周辺の関係機関や鳥獣保護員、猟友会、林業関係者に対し、本病を疑う野生動物に関する情報収集及び報告を要請する。

３　本病を疑う野生ジカ等についての情報提供がなされた場合は、野生ジカ情報評価チーム（道庁）等に連絡し、協議調整のうえ必要な措置を迅速に行う。

４　農林水産省による疫学調査チーム及び環境省が実施する野生偶蹄類等の調査に協力する。

５　振興局防疫対策本部へ調査の実施状況等を報告するとともに、振興局防疫対策本部及び関係機関と協議し、広報班を通じてマスコミ等への情報提供を行う。

６　動物取扱業者（動物園等）へ本病についての情報を周知する。

＜Ⅲ－５　道民健康対策班（相談窓口）＞

（各保健福祉室子ども保健推進課、健康推進課、地域保健室健康推進課）

口蹄疫発生に伴って心的ストレス受けた方々からの相談や防疫従事者の健康管理に関する業務を行うとともに、所管施設への情報周知を行う。

１　状況把握と助言

振興局防疫対策本部会議等へ出席し、発生状況や防疫作業の進捗状況等を把握するとともに、防疫従事者の健康管理について助言を行う。

２　道民の健康被害に関する相談

相談窓口を設置し（広報班を通じて公表）、下記の情報周知の各項を参考に相談に対応する。

３　本病発生に伴う健康相談

口蹄疫発生に伴って心的ストレス受けた方々からの相談に対応するとともに、市町村対策本部や関係機関と連携して積極的な対応を行い、心的被害の軽減に努める。

４　防疫作業従事者対策

市町村対策本部等に駐在し、防疫~~作業~~従事者からの健康管理に関する相談や助言を行う。また、弁当等の管理やその他の衛生対策について確認及び助言を行う。

５　情報の周知

保育所や保健福祉施設等の所管施設を通じて､利用者や保護者に次の情報を周知する。

（１）口蹄疫は牛や豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはないこと。
（２）感染した家畜由来の畜産物は流通しないため、食肉や加工品は安全であること。
（３）無意識にウイルスを運んでしまうことがあるため、発生農場へ近づかないこと。
（４）正しい情報の収集と冷静な判断で風評に惑わされないよう注意すること。
（５）その他、道民の日常生活及び防疫対策を行う上で必要な情報。

＜Ⅲ－６　学校及び保健福祉施設等対策班＞

（各教育局、総合振興局等保健福祉室社会福祉課、総合振興局等総務課）

１　幼児、児童、生徒及び保護者、福祉施設等入所者の不安解消のための情報周知

口蹄疫は人に感染することはないが、偶蹄類動物（牛、豚、山羊、羊等）間で感染が拡大し、多大な損害をもたらすことから、防疫のため次の事項を周知徹底する。

（１）口蹄疫は牛や豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはないこと。
（２）感染した家畜由来の畜産物は流通しないため、食肉や加工品は安全であること。
（３）無意識にウイルスを運んでしまうことがあるため、発生農場へ近づかないこと。
（４）正しい情報の収集と冷静な判断で風評に惑わされないよう注意すること。
（５）その他、道民の日常生活及び防疫対策を行う上で必要な情報。

２　偶蹄類動物の飼養状況の再確認

所管する各施設で飼育している偶蹄類動物について異常の有無を確認するとともに、畜舎内での飼育（屋内飼育）や消毒による感染防止対策を実施するよう指導する。

３　異常確認時の通報体制

エサを食べない（口腔内の病変）、動かない（足やヒヅメの病変）等、本病を疑う異常を呈した場合は、家保へ速やかに通報するよう指導する。

※大学、試験研究機関（試験場など）、動物園に対しても同様の対応を行う。

＜Ⅲ－７　水質検査班＞

（各総合振興局等保健福祉室及び環境生活課、市町村との連携）

【埋却場所周辺の公共用水域、地下水及び湧水（以下「公共用水域等」という。）の水質検査の実施】

口蹄疫が否定できない事案が発生した場合、振興局侵入防止対策会議に参加し、殺処分畜埋却場所周辺の公共用水域等についての情報提供と助言を行う。また、埋却前後に公共用水域等の水質検査を実施する。

１　振興局侵入防止対策会議（本病決定前）に出席し、発生状況に係る情報収集及び業務分担等の確認を行う。

２　埋却場所周辺の公共用水域等の情報整理

３　振興局防疫対策本部会議（１回目：本病決定以降）に出席し、埋却場所選定にあたり、公共用水域等について情報提供及び助言する。

４　採水場所、検査項目等の決定及び水質検査実施計画書の作成
　埋却前に次の事項に基づき採水場所、検査項目等を決定し水質検査実施計画書を作成する。
（１）採水場所
　ア　埋却場所の公共用水域等の直上流域（ブランク地点）及び直下流域の２地点
　イ　その他必要と認める地点
（２）検査項目
　ア　水素イオン濃度（ｐＨ値）
　イ　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）又は化学的酸素要求量（ＣＯＤ）
　ウ　浮遊物質量（ＳＳ）
　エ　糞便性大腸菌群数
　オ　電気伝導度（ＥＣ）
　カ　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
　キ　アンモニア性窒素
　ク　その他環境基本法環境基準項目のうち必要と認める項目

５　埋却前水検査の実施
　水質検査実施計画書に基づき埋却前検査を実施する。

６　**振興局防疫**対策本部会議の出席（２回目～）
　水質検査実施計画書、埋却前水質検査結果等を説明する。

７　埋却後水質検査の実施
（１）水質検査実施計画書に基づき埋却後水質検査を実施する。
（２）原則として終息後３か月まで、水質検査実施計画書に基づき毎月検査を実施する。

＜Ⅲ－８　飲料水衛生班＞

（総合振興局等保健行政室生活衛生課）

【埋却場所周辺の水道水及び飲用井戸等（※注）の水質検査等の実施】

口蹄疫が否定できない事案が発生した場合、振興局侵入防止対策会議に参加し、口蹄疫防疫に係る埋却場所周辺の水道水源及び飲用井戸等（※注）の水質検査等を実施。

１　振興局侵入防止対策会議（本病決定前）に出席し、発生状況等に係る情報入手及び分担等を確認する。

２　埋却場所周辺の水道水源及び飲用井戸等の情報整理。

３　振興局防疫対策会議（本病決定以降）に出席し、水道水源、水源上流河川、飲用井戸等から十分距離をとって埋却するよう申し入れする。

４　周辺住民の不安がある場合、次の対応をする。

（１）水道水源及び水源上流河川

市町村に対し、水道水源における水質検査項目の選定、水質検査実施計画書の作成及び水質検査の実施を指導する。

（２）飲用井戸等

水質検査項目の選定及び水質検査実施計画書を作成する。

（３）検査項目の選定

ア　一般細菌
イ　大腸菌
ウ　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
エ　塩化物イオン
オ　有機物（全有機炭素（TOC）の量）
カ　pH値
キ　味
ク　臭気
ケ　色
コ　濁度
サ　その他水道法水質基準項目のうち必要と認める項目

（４）埋却前水質検査の実施

水質検査実施計画書に基づき、埋却前の水質検査を実施する。

（５）市町村及び飲用井戸等設置者等に対する飲用指導の実施

（６）振興局防疫対策本部会議出席

水質検査実施計画書、埋却前水質検査結果等を説明する。

（７）埋却後水質検査の実施

原則として、終息後３か月まで水質検査実施計画書に基づき、毎月検査を実施する。

（８）その他

その他必要事項は「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、対応する。

※注）飲用井戸等は、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」第３の規定による。

＜Ⅲ－９　経営対策班（相談窓口）＞

（総合振興局等農務課、農業試験場、農業改良普及センター）

口蹄疫発生により発生した農業経営上の問題について、関係機関と連携し、その支援対策について立案及び提言を行う。

支援対象者は相当の心的ストレスを受けていることから、支援にあたっては十分に配慮して対応する。

平時から、各種経営支援対策について情報収集するとともに、畜産農場に対し共済事業や互助事業等の備えについて周知する。

１　経営支援対策の案内

（１）融資に係る融資機関、市町村、関係機関等との調整。
（２）農場、融資機関、関係機関等に対策資金に係る資料を送付。
（３）支援対策に係る説明会を開催。
（４）関係機関等に対し、融資に係る迅速な事務処理を依頼。

２　相談窓口の設置及び対応

振興局農務課や農業改良普及センター等に、農業経営（融資）に関する相談窓口を設置（広報班を通じて公表）。

３　経営支援対策事業

（１）対策資金（融資）
　ア　家畜疾病経営維持資金
　イ　農林漁業セーフティネット資金
（２）家畜防疫互助事業

＜Ⅲ-10 関連業者経営対策班（相談窓口）＞

（商工労働観光課）

口蹄疫発生により生じた道内の関連中小企業の経営被害に対し、金融及び経営相談等の対応を実施する。現地商工会議所や商工会等と調整及び連携し、迅速な経営支援策立案や提案に留意する。

１　経営支援対策の案内

（１）融資に係る融資機関、市町村、関係機関等との調整。
（２）企業、融資機関、関係機関等に対策資金に係る資料を送付。
（３）支援対策に係る説明会を開催。
（４）関係機関等に対し、融資に係る迅速な事務処理を依頼。

２　相談窓口の設置及び対応

地元商工会議所や振興局等に、経営支援対策に関する相談窓口を設置（広報班を通じて公表）。

＜Ⅲ-11 道路占用許可関係班＞

（総合振興局等建設管理部道路課）

口蹄疫ウイルス拡散防止のため、人や物品、車両等の移動制限や消毒は本病防疫上重要である。通行制限や遮断、公道上の車両消毒ポイント運営にあたっては、道路使用許可手続や道路占用許可手続が必要となることから、当班は手続きの支援や円滑な許可について必要な支援や助言を行う。

なお、申請手続きは振興局防疫対策本部「総括・調整班」が防疫班と連絡をとりながら行う。

１　振興局侵入防止対策会議（本病決定前）に出席し、発生状況等に係る情報入手及び業務分担等を確認する。

２　道路の使用や占用手続が必要となる場所について確認する。

＜Ⅲ-12 通行規制サポート班＞
（警察等へ協力を依頼）

（道警各方面本部警備課）

口蹄疫のまん延防止のためには、発生地周辺の通行の制限又は遮断、周辺幹線道路における車両消毒の実施が極めて重要となる。現場での混乱を防止し防疫を徹底するため、北海道警察（以下、道警）への協力を要請する。

道警への協力要請は、道防疫対策本部が必要の可否について判断し、知事から道警本部長に協力要請するとともに、振興局防疫対策本部が所轄の方面本部長、警察署長へ要請する。

１　発生農場への立入制限に伴うパトロール

（１）範囲

発生農場への進入道路をはじめとする農場周囲

（２）期間

本病と決定した時点から、発生農場での防疫措置が終了するまでの間

（３）制限の内容

人の出入り並びにすべての物品の搬入及び搬出。ただし、医療生活必需品、郵便物等は、可能な限り消毒等の措置をとった上で除外する。

（４）依頼事項

関係者以外の立入制限

２　消毒ポイント

（１）範囲

発生農場を中心に原則として半径１km、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所

（２）期間

発生農場での防疫措置が終了するまでの間

（３）制限の内容

ア　生きた家畜、家畜の死体、敷料、飼料、排泄物等の移動禁止

イ　消毒ポイントの掲示、消毒ポイントにおける車両の消毒

（４）依頼事項

車両の消毒ポイントへの誘導及び交通整理。

＜Ⅲ-13 危機管理班＞
（自衛隊の派遣要請について）

（総合振興局等地域政策課）

口蹄疫発生時における自衛隊の派遣要請については、その適否について案件ごとに道総務部危機対策局と北部方面総監部で事前調整を図るものとする。

想定を超える大規模な発生があり、関係機関及び団体、他府県からの派遣による対応だけでは十分な防疫措置が講じられず、まん延の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡するなどの手続きを行い、農林水産省と協議の上、知事より自衛隊の派遣要請を行う。

１　自衛隊への災害派遣要請は、要請権者である知事（総合振興局長・振興局長）が当該市町村長からの要請依頼を受け、地域の自衛隊（師団長・旅団長など）へ要請する。

２　自衛隊では、災害派遣実施の可否を判断する基準として３原則（①公共性、②緊急性、③非代替性）を定めている。

３　口蹄疫発生時における自衛隊の派遣要請については、災害派遣として上記３原則に合致するか慎重に判断する必要があるため、案件ごとに道総務部危機対策局と北部方面総監部で事前調整を図るものとする。

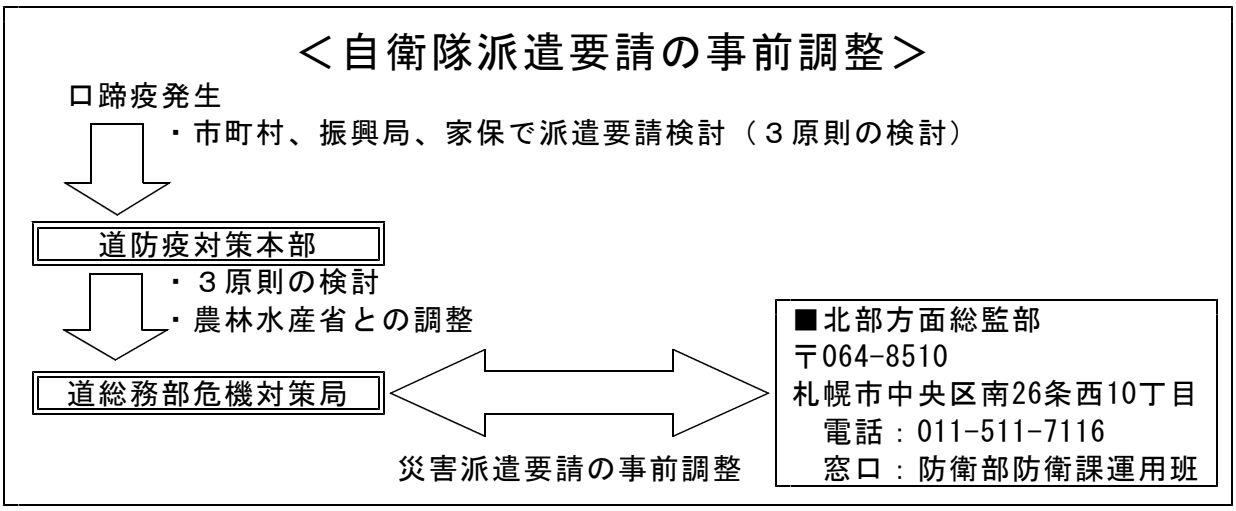

＜自衛隊派遣要請の事務処理＞

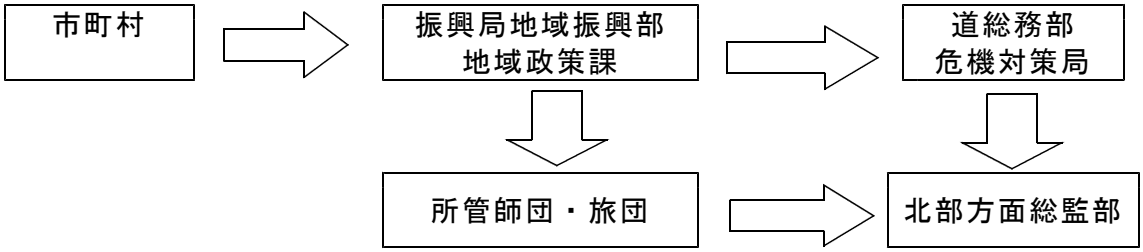

師団・旅団の連絡先

■第２師団司令部
〒070-8630　旭川市春光町国有無番地
TEL　０１６６－５１－６１１１

■第５旅団司令部
〒080-8639　帯広市南町南７線31番地
TEL　０１５５－４８－５１２１

■第７師団司令部
〒066-8577　千歳市祝梅１０１６
TEL　０１２３－２３－５１３１

■第11旅団司令部
〒005-8543　札幌市南区真駒内17番地
TEL　０１１－５８１－３１９１

＜Ⅲ-14-（１）　発生地統括Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	発生地統括Ｇリーダーは、防疫作業開始前から防疫措置終了までの間、発生農場で現場の指揮・統率にあたる。また、防疫班（発生地防疫統括チーム）へ作業の進捗状況を報告するとともに、事故や人員・資材の不足があった場合には、発生地防疫統括チームと連携し対応を行う。なお、グループの構成員は現地に精通した農協職員、市町村職員、NOSAI職員とし、次の作業に従事する。 １　防疫作業員受入準備 ２　防疫措置作業期間の指揮・監督及び連絡 ３　資材・人員の管理・補給 ４　防疫措置終了後の作業 ５　防疫状況の記録
作業内容	**＜１　防疫作業員受入準備＞** 農場周囲の遮蔽と発生農場作業基地設営を行う。なお、農場や作業規模を考慮し、業者委託も検討する。 （１）発生農場の出入り口は、原則として１カ所に限定するものとし、その他の出入り口については、門を閉じる、ロープを張る等の方法により閉鎖する。 （２）農場周囲（特に一般道路に面した側）を遮蔽シート（ブルーシート、遮光ネット等）で遮蔽する。 （３）必要最低限に限定した農場出入口に消石灰を散布し、汚染エリアと清浄エリアを明確化して、動力噴霧器を設置して入退場する人と車両等の消毒を行う。 （４）発生農場作業基地は清浄エリアに設置し、作業員の農場への出入りは常にここから行い、ウイルスの拡散を防ぐ。また、グループ員を駐在させ、資材の管理と作業員の防疫衣脱着時の補助などを行う。 （５）清浄エリア（農場敷地外）に発生農場作業基地のためのプレハブまたはテント（周囲に防風用の横幕を張る）を設営する。床にはブルーシートを敷設し、作業員のための手袋やゴーグル等の防疫資材を設置する。なお、女性が作業に参加する場合は女性専用テントの設置、ブルーシート等による更衣スペースの確保、更衣時間をずらすなどして対処する。 （６）簡易トイレは清浄エリアに設置する。 （７）使用済みの防疫衣等を入れるためのフレコンバックを汚染エリアと清浄エリアの境界部（準汚染エリア）に設置する。

項　　目	内　　容

＜２　防疫措置作業期間の指揮・監督及び連絡＞

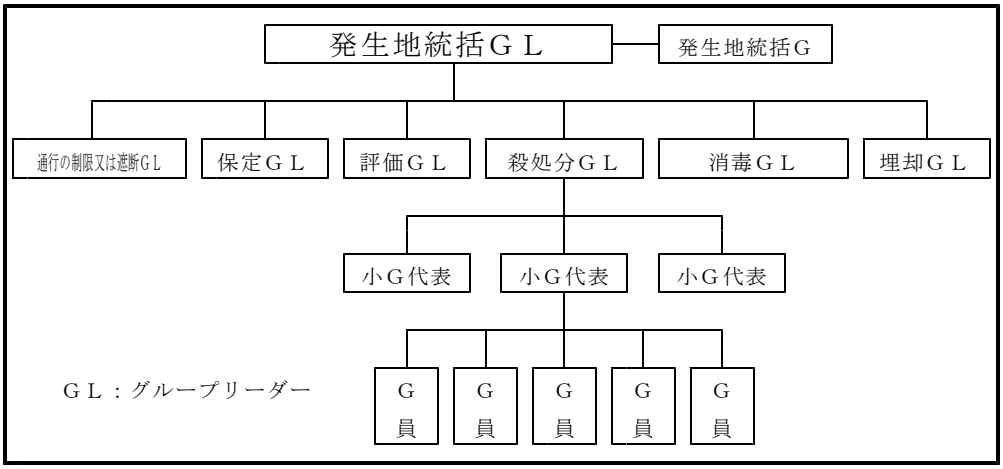

（１）発生地統括Ｇリーダーは、殺処分Ｇなどの各作業Ｇリーダーを指揮する。各作業Ｇリーダーは作業内容、規模等により、必要に応じて小Ｇに分け、各小Ｇの代表者を決める。

（２）各小Ｇは区別のために防疫衣の胸または背中にスプレーで班を示す記号、帽子を違う色にして一目で分かるようにしておき、作業Ｇリーダーや獣医師も記号で示す。

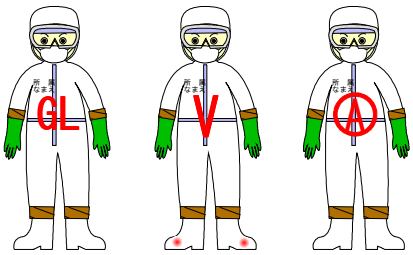

（３）作業Ｇリーダー・小Ｇ代表者は作業が終了した場合やトラブルが発生した際は直ちに発生地統括Ｇリーダーに報告する。

　発生地統括Ｇリーダーは対応を決定し、次の作業を指示するとともに、防疫班（発生地防疫統括チーム）に対応や進捗等を報告し、必要な指示を受ける。

（４）発生地統括Ｇリーダーは交代や休憩時間及び昼食の時間といったスケジュールの管理を行い、各作業Ｇリーダーと作業の進行を確認しつつ指示を出す。作業が１日で終わらないと考えられる場合、使用中の機材の保管と作業員の撤収に必要な時間を考慮しつつ作業終了時間を決定する。

　進捗状況を記録するとともに、その内容を防疫班（発生地防疫統括チーム）に定期的に、必要がある場合はその都度報告する。

＜３　資材・人員の管理・補給＞

　発生地統括Ｇリーダーは、発生農場基地を管理するとともに、各作業Ｇリーダーから事故や資材・人員の不足等の報告を受けた時は防疫班（発生地防疫統括チーム）に迅速に連絡して補給や指示等を受ける。

項　　目	内　　容
	＜４　防疫措置終了後の作業＞ （１）噴霧消毒出来る機材（トラック、ローダー、バケツなど）については噴霧消毒する。 （２）その場で消毒出来ない物品（電気製品など）については、表面を消毒薬を含ませたタオルなどで拭き取った上で、ビニール袋に密閉して外装を消毒して持ち帰り、その後適切な方法で消毒する。 （３）退場時には身体、衣服及び眼鏡等を消毒後、防疫衣等を脱ぎ、手洗い、うがい、洗顔を行う。 ＜５　防疫状況の記録＞ 　評価、殺処分、焼埋却、消毒、通行の制限又は遮断等の一連の作業を日報とともに映像（写真・ビデオ）を含め記録する。
必要人員	現地家保職員（発生地統括Ｇリーダー：１名） 市町村、農協、NOSAI（９名） なお、農場外清浄区域に発生農場作業基地保守担当１名を配置。
必要資材	様式５「防疫資材管理表」参照

＜Ⅲ-14-（２）　通行の制限又は遮断Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	１　通行の制限又は遮断は、口蹄疫のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、規制の徹底を期すため、関係者の理解と協力を得て効果的に履行を確保する。 ２　知事又は市町村長は、72時間を超えない範囲内において期間を定め、患畜又は疑似患畜の所在の場所（隣接する口蹄疫ウイルスにより汚染された、又は汚染されたおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断する（法第15条）。 ３　通行の制限又は遮断を行い、応急的な防疫措置（予備的消毒、家畜の殺処分その他のウイルスの拡散防止のための措置）が終了するまでの間、人を含めすべての物品の移動、搬入及び搬出を禁止又は制限する。
規制地の範囲	発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。
規制の期間	72時間以内に限定する。72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合は、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるようあらかじめ調整する。
規制の内容	人及び物品を含めたすべてのものの移動､搬出及び搬入を制限する。通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、認めることとする。
規制の手続	１　通行の制限又は遮断の手続、標示等については、令第５条に基づき行うこととし、事前に市町村の協力を得る等、関係住民に対し、その概要及び必要性を説明するとともに、管轄の警察署長に対し周辺の混乱防止について協力を要請する。 ２　通行の制限又は遮断（令第５条、細則第２条第８号、細則第12条） （１）知事（家保所長）又は市町村長は、法第15条の規定により通行を制限し又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあっては管轄家保所長を経由し知事にその旨を報告する。 （２）（１）の場合において、当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されているとき、又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者と協議する。 （３）法第15条の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行う。

項　　目	内　　容
申請手続	国道等の生活・産業幹線道路沿いで発生し、これらの通行の制限又は遮断が必要な場合の手続き、標示等は次のとおり。 １　道路使用許可手続き（北海道警察本部交通規制課） 道路において、工事もしくは作業をしようとする場合等（道路交通法第77条第１項、道路交通法施行細則第20条）。 ア　道路使用許可申請書 北海道警察本部様式（様式19） イ　道路の使用位置や使用方法が明らかとなる図面 ウ　道路使用を明らかにする内容書類 エ　その他必要な書類 ※申請書及び添付書類は２部作成 ２　道路占用許可手続き 道路に一定の施設を設置し、継続して道路を使用する場合（道路法第32条）。 （１）国道の場合 申請は、管轄の道路事務局（国土交通省北海道開発局）。申請に係る書類は以下のとおり。 ア　道路占用許可申請書 国土交通省北海道開発局様式（様式20－１～３） ３部作成（事務所控、本部控、警察協議） イ　道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面 ウ　交通規制図 エ　その他必要な書類 （２）道道の場合 申請は、管轄の建設管理部管理課。申請に係る書類は以下のとおり。 ア　道路占有許可申請書 北海道建設部土木局道路課様式（様式21） イ　添付書類は（１）に準ずる （３）市町村道の場合 申請は、管轄の市町村担当課。 申請に係る書類は（１）、（２）に準ずる。 ３　申請方法 １及び２両方の許可が必要となる場合には、各申請書を所轄警察署又は道路管理者のどちらか一方の窓口に一括して提出することができる。

項　　目	内　　容
掲示事項	令第５条第３項の農林水産省令で定める事項は次のとおりとする。（省令第15条の２） １　通行の制限又は遮断を行う場所 ２　通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容 ３　通行の遮断にあつては、その期間
作業内容	第２章－Ⅳ－参考資料８－「通行の制限又は遮断作業マニュアル」参照
必要資材	様式５「防疫資材管理表」参照

＜Ⅲ-14-（３）　保定Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	基本的に殺処分Ｇと連携して作業に従事するが、作業内容を明確にし、安全かつ迅速に作業を進めるため別Ｇとして記載する。 家畜防疫員等が行う殺処分を補助し､作業場所の安全を確保しつつ、次の作業に従事する。 １　評価時の家畜の保定 ２　鎮静時の家畜の保定 ３　殺処分を行う場所の確保 ４　殺処分を行う場所までの家畜の移動 ５　殺処分時の家畜の保定 ６　殺処分された家畜の搬出の補助
作業内容 （牛等）	**＜１　評価時の家畜の保定＞** （１）殺処分作業に先立って行われる、評価人による殺処分予定家畜の評価を安全かつ円滑に実施できるよう、移動式枠場等を利用し家畜の保定を行う。 （２）保定方法並びに作業場所の選定については、評価作業だけではなく、評価後の作業（鎮静、殺処分、搬出作業）が安全かつ円滑に実施できるよう、防疫作業スケジュールを勘案して決定する。 **＜２　鎮静時の家畜の保定＞** （１）乳用牛、肉用牛に関わらず頭絡を装着する。 （２）騒乱を防止するために鎮静剤を投与する場合は、係留の上実施する。 この場合、牛は枠に追い込むなどして、頭絡を確実に装着すること。頭絡のロープは短かめにしっかりと枠等に固定する。なお、牛と牛の間を出来る限り詰めて並べると騒乱を押さえる事が出来る。 （３）鎮静剤を投与する際、牛の騒乱により注射器や人が蹴られる危険があるので、直接牛に触れていない作業員も含め、全員が充分注意する。 **＜３　殺処分を行う場所の確保＞** （１）殺処分を行う場所は、その後の死体の搬出を考慮して重機（フォークリフト、ホイルローダー等）による作業が可能であり、牛の脱走を防げる場所を選定する。 （２）上記の条件にあう場所の確保が難しい場合は、確実に係留できる場所を確保する。

項　　目	内　　容
作業内容 （豚、めん山羊等）	＜４　殺処分を行う場所までの家畜の移動＞ （１）脱走の恐れの無い場所では作業員１名で頭絡のロープを引いて牛を移動させても良いが、脱走の恐れの有る場所では複数人数で補助する。 （２）移動先で牛を係留する場合、殺処分作業のためにある程度の間隔を空けて牛を係留するよう配慮する。 ＜５　殺処分時の家畜の保定＞ （１）殺処分作業は獣医師が牛の頸静脈に薬液を注入することで行われる。その際には、作業者全員で牛の挙動に注意し、声掛けするなどして牛が転倒する際に獣医師や作業者が牛の下敷きになる等の事故に注意する。 （２）保定者は牛の頭や尻振りを防ぎ、安全を確保すること。角を有する牛については特に注意する。 ＜６　殺処分された家畜の搬出作業の補助＞ （１）頭絡は牛を固定した場所から外し、牛から取り外してしまうか牽引用のロープを頭絡に絡めて搬出作業の邪魔にならないようにする。 （２）搬出作業を円滑に進めるため、牛の背中を重機側に向けておく事が望ましいが、この作業は重機を使っても可能。 ＜１　評価時の家畜の保定＞ 特別な保定は必要無い。 ＜２　鎮静時の家畜の保定＞ 保定殺を行う場合以外では、特別な保定は必要無い。 大型の繁殖豚等のように鎮静剤を投与する必要がある場合、ストールの中の豚は保定してから注射する。 ＜３　殺処分を行う場所の確保＞ （１）殺処分を行う場所は、その後の搬出を考慮してホイルローダー等の作業が可能な場所を選定する。 （２）豚の場合はコンパネを手で支えて囲いを作り、場所を確保する事が出来る。コンパネ設置後は脱走防止のためにコンパネの合わせ目を押さえると良い。 ＜４　殺処分を行う場所までの家畜の移動＞ （１）豚舎内の通路ではコンパネで退路を防ぎつつ豚を誘導する。 （２）コンパネで回りをあらかじめ囲んでから豚を誘導するが、進路上に人影があると豚は回避しようとするので、コンパネを支える人は姿勢を低くすると良い。

項　　目	内　　容
必要資材	＜５　殺処分時の家畜の保定＞ （１）中～大型豚の保定殺においては、保定器を用いてしっかりと保定する。この時、豚は犬座姿勢にさせず、立ち姿勢がまっすぐになるように気をつける。 （２）小型豚の保定は背中側から前肢を持ち、抱えるように立たせるが、肘を使って頭を両側から挟み、噛みつき等を防ぐ。 （３）電殺では保定は不要だが、1人が電殺器のコードを持ち、移動する豚に引っかかるなどのトラブルを防止する。 （４）ガス殺でも保定は不要だが、上にかけたシートから炭酸ガスが漏れるので、これをしっかり押さえる係が必要。 ＜６　と殺された家畜の搬出の補助＞ （１）保定殺した死体は、死体の前肢及び後肢にロープや保定器などをかけ牽引してホイルローダー側に背中を向けるように並べる。その後ロープは外す。 （２）死体がホイルローダーのバケットに入ったら前肢及び後肢を持ち、ホイルローダー本体側に回転させておくと確実に載せられる。 様式５「防疫資材管理表」参照

＜Ⅲ-14-（４）　評価Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	１　動物又は物品の所有者に対し法に定める額を手当金として交付するため、都道府県知事は３人以上の評価人の意見を聞き、農林水産大臣に評価額の意見を具申する（法第58条）。 ２　評価人はウィルスの拡散防止に細心の注意を払い、評価基準に基づき適正に評価を行う。 ３　家畜の評価額の速やかな算定が困難と考えられる場合は、農林水産省と協議し、概算払について検討する。 ４　交付金等の申請のため、患畜、疑似患畜および汚染物品の埋却、焼却に要した経費を集計する。
評価対象	と殺指示した口蹄疫の患畜及び疑似患畜（法第16条）、予防的殺処分の対象家畜（法第17条の２）、病原体に汚染し又は汚染したおそれのある物品として法第23条の規定により埋却または焼却を指示した物品。 ※法第17条の２（患畜等以外の殺処分） 農林水産大臣は、口蹄疫がまん延し、又はまん延するおそれがある場合において、通常の防疫措置のみではまん延防止が困難、かつ、急速、広範囲なまん延を防止するため、口蹄疫の患畜及び疑似患畜以外の家畜であってもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を指定地域として、当該指定地域において殺す必要がある家畜を指定家畜として、指定できる 参考事項 １　指定家畜に係る補償金等（法第60条の２） ２　補償の対象となる損出等（政令第10条） ・農林水産大臣は評価額を定めるには、都道府県知事の意見を聴かなければならない。 ・都道府県知事は３人以上の評価人の意見を聞き、農林水産大臣に評価額の意見を具申する　など
評価人	評価人は、３人以上とし、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものの内からそれぞれ１名以上選定するものとする（法第58条第２項５、規則第62条）。 （例）家畜防疫員：家保職員 地方公務員：市町村職員 畜産業に経験のある者：農業共済組合職員または農協職員
作業内容	１　評価前に患畜・疑似患畜決定通知書を所有者へ交付する。 ２　評価に当たっては評価基準に基づき迅速かつ適正に評価を行う。防疫衣を着用し、ウイルスの散逸防止に細心の注意を払う。 ３　患畜と疑似患畜の区別を明らかにする（法第２条第２項）。

項　　目	内　　容
	４　殺処分に先立って、評価人の評価を基に、家畜防疫員は「へい殺畜等手当金等交付規程」別記様式第９号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成する。また、評価額算定の参考とするため、個体ごと（多頭群飼育されている育成家畜、肥育豚等にあっては群ごとの代表的な体格、体型の個体ごと）に写真を撮影する。 （１）家畜の評価 ア　評価基準は、「家畜伝染病予防法第58条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について（昭和26年７月10日付26畜局第2673号農林省畜産局通知）」に基づく「へい殺畜等手当金に係る家畜の評価方法例について（平成19年１月16日付18消安第11286号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」を参考とする。 （ア）考慮項目：品種、血統、性、能力（泌乳量、連産性等）、受胎状況。 （イ）通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場等において当該家畜と同等の取引価格を標準価格とする。 （ウ）標準価格の把握が困難な場合は、「へい殺畜等手当金に係る家畜の評価方法例」による方法で算出された額を標準価格とする。 （エ）ア～ウについては、標準的な能力を有する家畜に対するものであり特殊な能力や付加価値を有する競走馬や種畜等の家畜を対象にしたものではない。 （オ）個体識別番号、品種、性別、月齢、体重、用途、写真撮影、を記録：家畜の評価書（様式23）、家畜の評価記録簿（様式23－１）、家畜の評価額算定資料（様式23－２） イ　患畜の評価額の最高限度額は以下のとおり（令第８条）。 牛：52万円、水牛：50万円、鹿：12万円、めん羊：６万５千円、山羊：４万４千円、豚：３万５千円、いのしし：５万５千円 ５　汚染物品の処理に先立って評価人の評価を基に、へい殺畜等手当金等交付規程」別記様式第11号による「物品評価意見具申書」に準じた評価書を作成し、焼埋却等の処理を進める。 （１）埋却すべき汚染物品を明らかにする （２）物品の評価 購入価格（購入伝票）又は地域の平均取引価格等を参考に評価する（写真撮影）。：物品評価書（様式24）、物品の評価記録簿（様式24－１）、物品の評価額算定資料（様式24－２）、埋却証明書（様式25）。 第２章－Ⅳ－参考資料16－「評価作業マニュアル」参照 様式５「防疫資材管理表」参照
必要資材	

＜Ⅲ-14-（５）　殺処分Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	法第16条第１項の規定に基づき、患畜及び疑似患畜のと殺を原則として24時間以内に完了させる。 また、農林水産省は、感染拡大の防止が困難と判断した場合、法第17条の２の規定に基づき予防的殺処分の実施を決定する。 原則として、と殺は所有者の責務である。その実施に当たっては、家畜防疫員は積極的に協力することとするが、飼養規模等から所有者が限られた時間内に適切に実施することが困難な場合等には、患畜又は疑似患畜の殺処分を行うことができる。 殺処分は、発症家畜に対して優先的に行うものとし、必要に応じ、殺処分後、個々の家畜について口腔、鼻腔、蹄部等における病変の有無を調べ、殺処分病変観察記録表（様式26）に記録、撮影する。また、農林水産省と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う 複数の畜種で発生があった場合には、原則として、豚の殺処分を優先する。 １　と殺指示書の交付 ２　殺処分を行う場所の確保 ３　鎮静剤の投与 ４　殺処分
作業内容 （牛等）	＜１　殺処分を行う場所の確保＞ （１）農場周囲の遮蔽は発生地統括Ｇが事前に行うが、殺処分を行う場所が部外者の目に触れない様確認し、不備がある場合は遮蔽する。 （２）殺処分を行う場所は、その後の死体の搬出を考慮すること。ローダーなどの作業が可能であり、脱走させない場所を選定する。 ＜２　鎮静剤の投与＞ （１）原則として殺処分前には対象家畜に鎮静剤の投与を行う。 （２）ストール飼い等、係留する必要がある場合は対象牛を枠に追い込むなどしてから、頭絡を付け、しっかりと固定する。 なお、牛を係留する場合、牛と牛の間を出来る限り詰めて並べると騒乱を押さえる事が出来る。 （３）牛の騒乱により蹴られたり、注射器や人が被害を受ける危険性があるので、注射の際などは作業員全員で充分注意すること。 ＜３　殺処分＞ 方法については、第２章－Ⅳ－参考資料９－「殺処分マニュアル」参照。

項　　目	内　　容
作業内容 （豚、めん山羊等）	＜１　殺処分を行う場所の確保＞ （１）農場周囲の遮蔽は発生地統括Ｇが事前に行うが、殺処分を行う場所が部外者の目に触れない様確認し、不備がある場合は遮蔽する。 （２）殺処分を行う場所は、その後の死体の搬出を考慮すること。ローダーなどの作業が可能であり、脱走させない場所を選定する。 （３）豚の場合、コンパネで囲いを作れる場所であれば、殺処分用の場所として使うことが可能。 ＜２　鎮静剤の投与＞ 原則として殺処分前には対象家畜に鎮静剤の投与を行う。 ＜３　殺処分＞ 方法については、第２章－Ⅳ－参考資料９－「殺処分マニュアル」参照。 ＜４　抗ウイルス資材の投与＞ 豚の大規模飼養農場で発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、農林水産省と道主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
必要資材	様式５「防疫資材管理表」参照

＜Ⅲ-14-（６）埋却Ｇ（死体等の処理）＞

項　　目	内　　容
基本方針	患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品の迅速な処理は、口蹄疫ウイルスの早期封じ込めに必要不可欠であり、原則として発生農場敷地内または近接地に埋却処分する。 １　所有者は、家畜防疫員が省令で定める基準に基づいて行う指示の下、遅滞なく、死体等の埋却を行う。 ２　埋却場所については、家畜防疫員の指示の下、所有者、家畜防疫員及び関係者と事前に十分協議した上で所有者が決め、原則として、発生農場敷地内又はその近接地とする。 ３　家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、死体等について、指示に代えて、自らこれを埋却することができる。 ４　家畜防疫員は、埋却作業の内容（埋却場所、埋却量等）について毎日の記録を取る。（埋却記録簿（様式27－１、２）、汚染物品埋却記録簿（様式28－１、２））
場所の選定	埋却場所の選定に当たっては、所有者が事前に確保していた埋却予定地を第一候補とし、所有者、家畜防疫員及び関係者と事前に十分協議する。埋却予定地の土質、地下水の高低、水源との関係、周辺の作業スペース、臭気対策等を関係機関等と協議し、可能であれば試掘を行う。また、埋却予定地の周辺住民に対し説明し、埋却実施について理解を求める（市町村に要請、又は連携して実施）。 なお、法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）の規定に優先して適用されるため、省令で定める基準（規則第30条別表第３）を満たしていれば、廃掃法に基づく許可の有無にかかわらず、死体等の焼埋却は実施可能である。

項　　目	内　　容
死体の処理	患畜等の死体については、原則として、患畜等と判定した後72時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）に埋却する。 **○　用地の確保が困難な場合** 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、農林水産省と協議の上、以下の措置を講じた上で運搬する。 １　当該死体を十分消毒する。 ２　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合は、運搬物が漏洩しないよう、運搬車両荷台の床及び側面をシートで覆い、更に運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。 ３　積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。 ４　原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。 ５　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。 ６　死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。 ７　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。 **○　埋却による処理が困難な場合** 焼却又は化製処理を行うものとし（患畜の死体は、化製処理は行わず、焼却処理を行う。）、以下の措置を講じる。また、当該死体の移動に当たっては、上記の運搬の措置を講じる。 １　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。 ２　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講じる。 ３　焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立会う。 ４　処理完了後、処理施設の出入口から投入場所までの経路を直ちに消毒する。

項　　目	内　　容
汚染物品の処理	発生農場における以下の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺に埋却する。埋却が困難な場合にあっては、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。 １　生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性判定日から遡って過去21日より前に採取され、区分管理されていたものは除く。） ２　排せつ物 ３　敷料 ４　飼料 ５　その他ウイルスに触れたおそれのある物品 **○　汚染物品を農場から移動させる場合** 農林水産省と協議の上、以下の措置を講じる。 １　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合は、運搬物が漏洩しないよう、運搬車両荷台の床及び側面をシートで覆い、更に運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。 ２　積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。 ３　原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。 ４　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。 ５　移動時には、制限の例外適用を受けていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。 ６　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。 ７　移動経過を記録する。 **○　焼却又は化製処理する場合** １　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。 ２　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講じる。 ３　処理完了後、処理施設の出入口から投入場所までの経路を直ちに消毒する。

項　　目	内　　容
埋却	1　試掘を行い、湧水や土質により掘削が困難な場合は、場所の変更、埋却溝の深さ等、対策を検討する。 2　地上幅６ｍ、底面幅４ｍを目安に埋却溝を掘削する。深さは後の体液の噴出を防ぐため、３～４ｍ（死体の上に高さ２ｍ以上の覆土ができるよう）にするのが望ましい。 3　埋却溝の底面、法面（斜めになった壁面）に消石灰を散布する。 4　死体・汚染物品を投入後、その上から消石灰を厚く散布。 5　覆土の高さが２ｍ以上となるよう土を埋め戻し（沈圧はしない）、その上及び周辺に消石灰を散布。 6　法第24条及び規則第32条に基づき、次の事項を記載した立て看板を設置する：発掘禁止の標識（様式29）。 ・病名（口蹄疫） ・家畜、物品の種類 ・埋却年月日 ・発掘禁止期間（３年間） ・その他必要な事項 必要な場合には、埋却場所周囲にロープや柵を設置し、場所区分を明確にする。 第２章－Ⅳ－参考資料10－「埋却マニュアル」参照
必要資材	様式５「防疫資材管理表」参照

＜Ⅲ-14-（７）　清掃・消毒Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	法第25条により患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎等の施設は、家畜防疫員が省令第30条別表第３「消毒」による指示に従い、その所有者が消毒を行う。 ただし、家畜伝染病のまん延を防止するために必要がある場合は、同項の指示に代えて、家畜防疫員がこれを実施する事が出来る。 １　衛生害虫・衛生動物の駆除 ２　畜舎・通路等の農場施設の清掃・消毒 ３　生乳の処理 ４　糞尿の処理 ５　防疫終了時の消毒 ※と殺の終了後、患畜等の所在した畜舎等における消毒を、農林水産省令で定める基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。
作業内容	**＜１　衛生害虫・衛生動物の駆除＞** ウイルスの拡散を防ぐため、衛生害虫や衛生動物の駆除を行う。 （１）衛生害虫は有機リン製剤等の殺虫剤を散布する。 （２）ネズミの駆除は、殺鼠剤を農場内に配置する。 （３）その他の野生鳥獣の駆除は、早急に有害鳥獣駆除の許可を得て開始する。（鹿や野ウサギは振興局環境生活課、キツネやカラスは市町村の管轄） **＜２　畜舎・通路等の農場施設の清掃・消毒＞** （１）作業員は、防疫衣、マスク、ゴーグル、手袋等を確実に装備し、消毒薬による火傷などの事故を防止する。 （２）消毒は、口蹄疫ウイルスに有効な４％炭酸ソーダ、塩素剤、消石灰等によって行う。または、クエン酸を用いたpH調整によるウイルス不活化を行う。 （３）農場の出入口では動力噴霧器等により、出入りする車両等に消毒薬を噴霧する。 （４）農場内のウイルスに汚染した恐れのある全てのもの（庭、道路を含む）に充分な消毒薬を散布し、消毒する。家畜の管理等に使用した衣類や飼育管理用器具等も同様とする。 （５）畜舎内は不要な物を撤去し、ローダー、スコップ及び竹箒を用いて除糞と清掃を行った後、天井は消毒液を動力噴霧器で充分に吹き付ける。床は消石灰を１㎏／㎡程度散布し、竹箒で広げる。 （６）農場の下水及び排水溝には塩素剤、４％炭酸ソーダ、クエン酸を投入する。 （７）殺処分、死体及び汚染物品は処理が完了した時点で消毒。 （８）少なくとも1週間間隔で３回以上消毒を行う。

項　　目	内　　容
必要資材	＜３　生乳・精液の処理＞ （１）生乳はバルククーラー内で４％炭酸ソーダを適宜混入してpH10以上、またはクエン酸を投入してpH５以下となった事を確認し、埋却溝に投入して埋却する。または、生乳１ｔ当たり90％酢酸を2.2リットル投入する方法でも良い。 （２）精液は４％炭酸ソーダを混入してpH10以上を確認するか、クレンテ等を混入し、埋却溝に投入して埋却する。 ＜４　糞尿の処理＞ （１）堆肥盤の糞便は、表面に消石灰散布後、トラックに積載して表面を消石灰等で消毒した後、シートで覆う。埋却場所へ搬送し、埋却溝に投入後、再度消石灰を散布し埋却する。埋却不能な場合は発酵消毒を行う。 （２）尿溜の尿は４％炭酸ソーダを適宜混入し、pH10以上、またはクエン酸を投入してpH５以下となったことを確認する。 ＜５　防疫終了時の消毒＞ （１）消毒液で消毒可能な資材は４％炭酸ソーダ等で消毒する。 （２）消毒液が不可能な資材はホルマリン燻蒸消毒をする。 （３）消毒後のゴミは通常の廃棄物として適切に廃棄する。 第２章－Ⅳ－参考資料18－「消毒作業マニュアル」参照 様式５「防疫資材管理表」参照

＜Ⅲ-14-（８）　移動規制Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	家畜及びその死体等の移動の制限及び家畜集合施設の開設等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的に実施する。 １　移動制限区域と搬出制限区域に区分し、法第32条、第33条、第34条及び北海道家畜伝染病まん延防止規則第２条、第５条、第６条の規定に基づき制限を行う。 ２　規制・指導内容について関係機関・団体等に周知し、制限区域内の防疫活動を行う。 ３　制限区域内における死体の移動状況、車両消毒実施状況を集計する。 ４　市町村対策本部が行う規制・指導内容の制限区域内農場及び住民への周知、消毒ポイントの設置、運営について指導する。
区域の設定	移動規制Ｇは、検体送付から動衛研で行う遺伝子検査結果が判明するまでの間に周辺農場における家畜の飼養状況の整理等を行い、病性判定時には速やかに制限区域を設定、公示できるよう準備を行う。 **○移動制限区域** １　原則として、発生農場を中心とした半径10ｋｍ以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域として設定。 　ただし、農林水産省と協議の上、判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに設定可能。 ２　発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大している可能性が高いと考えられる場合等には、農林水産省と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10ｋｍを超えて移動制限区域を設定する。この場合、道全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。 **○搬出制限区域** 移動制限区域に外接する発生農場を中心とした半径20ｋｍ以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域として設定。 なお、半径10ｋｍを超えて移動制限区域を設定した場合には、移動制限区域の外縁から10ｋｍ以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

項　　目	内　　容
	○家畜市場又はと畜場で発生した場合 　家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、農林水産省と協議の上、次の措置を講じる。 １　原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径１ｋｍ以内の区域について、移動制限区域として設定。 ２　当該家畜の出荷元の農場を中心として、発生農場と同様の移動制限区域及び搬出制限区域を設定。 **○区域の設定方法** １　移動制限区域及び搬出制限区域の境界は、北海道家畜防疫地図システム等を活用して、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。 ２　地理的状況、畜産物の流通状況等に詳しい関係市町村、農協等と協議した上で制限区域案を作成し、道防疫対策本部にを報告する。道防疫対策本部は制限区域を指定、公示する。 ３　移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講じる。 ア　区域内の家畜の所有者及び市町村その他関係機関への通知 イ　報道機関等を通じた広報 ウ　主要道路の境界地点での標示 　なお、事前に上記の措置を講じることが困難な場合にあっては設定後速やかに上記の措置を講じる。
区域の変更	**○区域の拡大** 　発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、農林水産省と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。 **○区域の縮小** 　発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていると考えられる場合には、農林水産省と協議の上、移動制限区域の範囲を半径５ｋｍまで縮小することができる。

項　　目	内　　容
区域の周知	**○家畜の所有者への連絡** 　移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該地域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ＦＡＸ、電子メール等により連絡する。 １　振興局防疫対策本部（広報班） （１）制限区域の設置に関し、その都度関係機関・団体に通知する。また、報道機関を通じて広報する。 （２）と畜場、家畜市場開設者や家畜人工授精所、獣医師等への規制、指導内容の周知を図る。 （３）運送業者等に対して、制限区域を通知し、規制、指導内容について協力を願う。 ２　市町村対策本部 （１）制限区域内の農場に対して、規制、指導内容を記したリーフレット（第２章－Ⅳ－参考資料11・12－「移動制限区域内農場用リーフレット」「搬出制限区域内農場用リーフレット」参照）をＦＡＸ等により配布する。 （２）制限区域内の住民に対して、周知を図る。 （３）必要に応じ制限区域外の農場、住民に対しても周知を図る。 （４）制限区域境界の主要道路に標示を行う。 （５）ホームページに掲載等、広く周知する。
制限の解除	移動制限区域及びこれに外接する搬出制限区域は、次の二つの要件を満たした時に解除する。 １　当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了（と殺、埋却及び消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査で全て陰性を確認すること。 ２　当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること。 ※清浄性確認検査 　区域内の清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（山羊、めん羊、豚、鹿及びいのししにあっては、５頭以上を飼養する農場）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血清）を採材する。

項　　目	内　　容
制限の対象	1　生きた偶蹄類の家畜 2　発生農場及び当該農場から半径１ｋｍ圏内の農場（防疫指針の第11の２の(1)の発生状況確認検査で陰性が確認された農場は除く。）で搾乳された生乳 3　移動制限区域内で採材された精液及び受精卵（病性判定日から遡って過去21日より前に採取され、区分管理されていたものは除く。） 4　家畜の死体 5　敷料、飼料、排せつ物等 6　家畜飼養器具
制限の例外	**〇敷料、排せつ物、死体の処分のための移動** 1　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家畜の死体は農林水産省と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。 2　移動時には、以下の措置を講じる。 ア　移動前に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。 イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合は、運搬物が漏洩しないよう、床及び側面をシートで覆い更に運搬物を積載後上部もシートで覆う等の必要な措置を講じる。 ウ　積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。 エ　原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。 オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。 カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。 キ　移動時には、制限の例外適用を受けていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。 ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。 ケ　移動経過を記録する。 3 焼却又は化製処理する場合は、以下の措置を講じる。 ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。 イ　原料置場を製品置場と隔てて設置すること等の措置を講じる。 ウ　処理完了後、処理施設の出入口から投入場所までの経路を直ちに消毒する。

項　　目	内　　容
	○制限区域外の家畜の死体の焼却施設・化製場への移動 　制限区域外の農場の家畜の死体は、農林水産省と協議の上、移動制限区域内の焼却施設又は化製場に移動させることができる。 　この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。 　また、「敷料、排せつ物、死体の処分のための移動」３のアからウまでの措置を講じる。 **○搬出制限区域外の家畜等の通過** 　移動制限区域又は搬出制限区域を通過しなければ、搬出制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない搬出制限区域外の農場の家畜等は、農林水産省と協議の上、移動制限区域又は搬出制限区域を通過させることができる。 　この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。 **○その他の例外** 　原則として、移動制限区域等の設定後21日間は、例外を設けないこととするが、21日間経過後、発生状況、移動に伴う病原体の拡散防止措置等の状況を勘案して、農林水産省と協議の上、移動制限区域外からの偶蹄類の家畜の移入（発生農場から半径５ｋｍ区域内に移入する場合を除く。）に関する例外を設けることができる。 　この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

項　　目	内　　容
指導事項	【移動制限区域内での指導事項】 　家畜防疫員は、移動制限区域内において、以下の事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。 １　家畜の所有者 （１）畜舎等への関係者以外の者の出入りを自粛する （２）農場関係者等の入出場時の消毒を徹底する （３）口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、具体的には、以下により消毒を行う ①畜舎の出入口、畜舎周辺及び家畜飼養区域外縁部について強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、塩素系消毒剤等を用いて消毒する。 ②畜舎内は、塩素系消毒薬、ヨウ素系消毒薬等を用いて消毒する。 （４）パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接触を防止する ２　飼料・生乳の輸送業者 （１）配送又は集乳の度ごとに車両消毒を徹底する （２）複数の農場を連続して配送又は集乳を行わない（防疫指針の第11の２の（１）の発生状況確認検査で陰性を確認した農場を除く。） （３）消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆する （４）感染リスクの低い配送経路を選択する （５）配送記録を保存する ３　獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者 （１）携行する器具及び薬品は最小限とする （２）農場入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する （３）消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用する。 （４）車両の農場敷地内への乗入れを自粛する （５）移動経路を記録する ４　死亡畜回収業者 （１）車両消毒を徹底する （２）原則として、農場出入口で受渡しを行う （３）移動経路を記録する ５　化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設 　出入りする車両の消毒を徹底する

項　　目	内　　容
家畜集合施設の開催等の制限	**○移動制限区域内の制限** 　農林水産省と協議の上､移動制限区域における以下の催物の開催、事業の実施等を停止する。 １　と畜場（食肉加工場を除く。） ２　家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物 ３　放牧 **○ 搬出制限区域内の制限** 　農林水産省と協議の上、搬出制限区域内における以下の催物の開催、事業の実施等を停止する。 １　家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物 ２　放牧 **○ 制限の例外** 　原則として、移動制限区域等の設定後21日間は、例外を設けないこととするが、21日間経過後、発生状況、移動に伴う病原体の拡散防止措置等の状況を勘案して、農林水産省と協議の上、移動制限区域内のと畜場の再開（発生農場から半径５ｋｍ区域内を除く。）に関する例外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。 　この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。 【家畜の集合を伴わないイベント等に関する事項】 　家畜の集合を伴わないイベント等については、徹底した消毒を行うことで口蹄疫のまん延防止を図ることが可能であることから、口蹄疫の発生を理由としてむやみにイベント等を中止することのないよう、周知・指導する。また、口蹄疫が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

項　　目	内　　容
消毒ポイント	移動規制Ｇは、検体送付から動衛研で行う遺伝子検査結果が判明するまでの間に周辺農場における家畜の飼養状況の整理、消毒ポイント設置場所の検討を行い、病性判定時には速やかに消毒ポイントが設置できるよう準備を行う。 設置場所については移動規制Ｇ、関係市町村、農協等で協議した上で設定し、道路使用許可等については道路占用許可関係班または市町村が行う。 １　口蹄疫の発生確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること及び移動制限区域及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。 ２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、以下の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径１ｋｍの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。 ア　道路網の状況 イ　畜産関係車両の通行量 ウ　一般車両の通行量 エ　山・川等による地域の区分 また、移動制限区域の拡大、縮小等にあわせ、その都度、設置場所を見直す。 ３　畜産関係車両や防疫作業関係車両については、必ず消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。 ４　原則として、一般車両についても消毒を実施するが、交通量が多い幹線道路等には流下式、消毒用マットによる消毒ポイントを設定する。 ５　道主務課と協議の上、発生の状況、リスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等、多数の人間が集合する施設等について、自主的な消毒設備を設置するよう指導する。
必要資材	様式５「防疫資材管理表」参照 第２章－Ⅳ－参考資料14－「消毒ポイント運営マニュアル」 参考資料15－「消毒ポイント作業マニュアル」参照

＜参考１　制限区域の規制内容一覧＞

対　象	移動制限区域	搬出制限区域
生きた家畜	移動禁止。	区域外への移動禁止。
生乳	発生農場とその周囲１km以内の農場で搾乳された生乳は移動禁止。 ※発生状況確認検査で陰性が確認された農場で搾乳されたものは除く。	制限なし。
精液、受精卵	区域内で採取された物は移動禁止。 ※判定日から遡って21日目より前に採取され、分けて管理されていたものは除く。	制限なし。
家畜の死体	移動禁止。	区域外への移動禁止。
敷料、飼料、排せつ物等	移動禁止。	区域外への移動禁止。
飼養器具	移動禁止。	区域外への移動禁止。
と畜場	停止。	制限なし。
家畜市場、共進会等	停止。	停止。
放牧	停止。	停止。

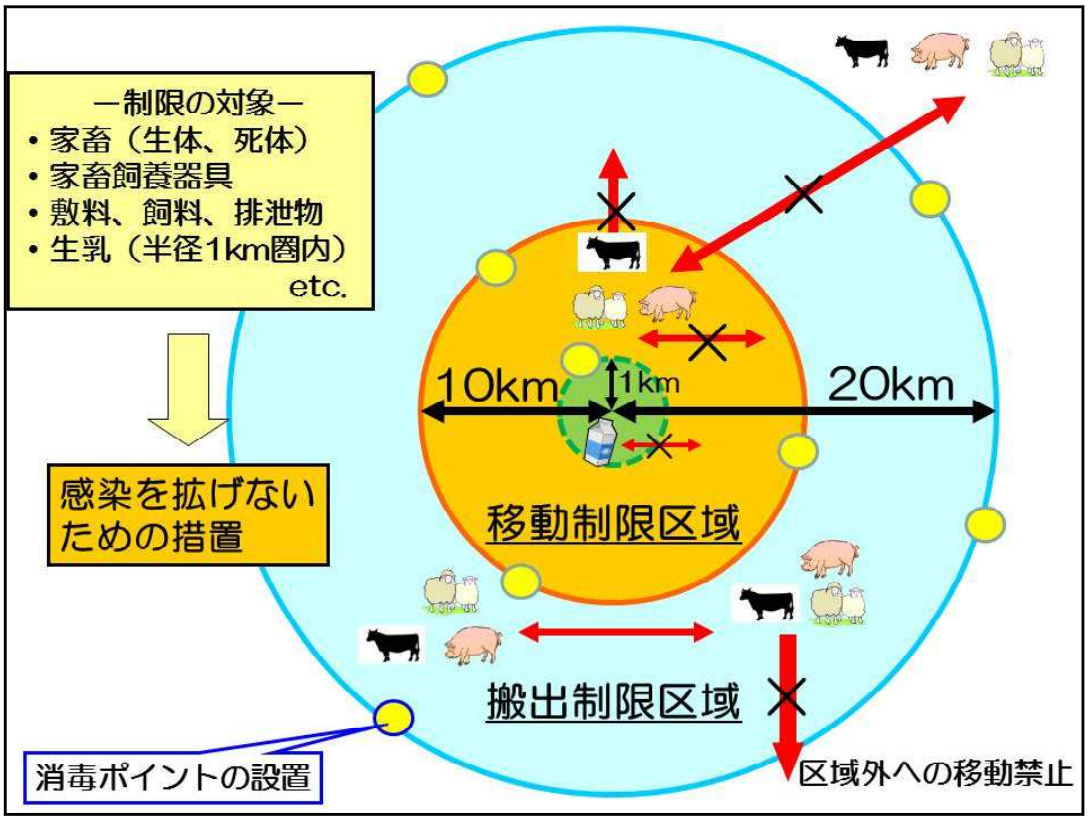

＜参考２　制限区域指導内容一覧＞

対　象	指　導　内　容
家畜飼養者	・畜舎等へ関係者以外の出入り自粛。 ・入出場時の消毒徹底。 ・畜舎出入り口、周辺、衛生管理区域外縁部を炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸、塩素系消毒剤で消毒する。 ・畜舎内は塩素系、ヨウ素系消毒剤、消石灰で消毒する。 ・野生動物との接触防止のため、パドック利用を控える。農場周辺に囲障を設置。放牧家畜の囲い込み。
獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者	・携行する器具、薬品は最小限とする。 ・農場出入りの際、身体、器具、車両の消毒を徹底。 ・消毒又は廃棄が容易な衣服、器具を使用。 ・車両の農場敷地内への乗入れを自粛。 ・移動経路の記録、保存（様式32：診療経路記録簿）。
飼料・生乳輸送業者	・配送・集乳ごとに車両消毒を徹底。 ・感染リスクの低い経路を選択。 ・複数農場を連続して配送・集乳しない。 ※発生状況確認検査で陰性が確認された農場を除く。 ・消毒薬で濡らした布で生乳タンク排気口を覆う。 ・経路の記録、保存（様式30・31：集乳・配送経路記録簿）。
死亡畜回収業者	・車両消毒の徹底。 ・原則、農場出入口で受渡し。 ・経路の記録、保存（様式30：配送経路記録簿）。
化製場、食肉加工施設等	・車両消毒の徹底。

＜Ⅲ-14-（９）　検診Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	移動制限区域及び搬出制限区域内における該当農場について、法第51条に基づき、以下の発生状況確認検査及び清浄性確認検査を実施する。 １　発生状況確認検査 ：発生確認後直ちに口蹄疫ウイルスの浸潤状況を調査する。 ２　清浄性確認検査 ：全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、制限区域内の清浄性確認検査を行う。 検診中に異常家畜を発見した場合速やかに通報する。
検診の範囲	検診の範囲は、移動制限区域及び搬出制限区域内の畜産農場に飼養されている牛、めん羊、山羊、豚、その他の偶蹄類。
検診の方法	１　発生状況確認検査 口蹄疫の発生が確認された場合には、以下により調査及び検査を実施する。 ① 電話調査 患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。 ② 立入検査 ア　農林水産省と協議の上、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、少なくとも当該農場から半径１ｋｍ圏内の農場（山羊、めん羊、豚、鹿及びいのししにあっては、５頭以上を飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜が居ることが確認された農場）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（防疫指針の第２の２の（２）の大規模飼養農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（鼻腔スワブ及び血清）を採材し、動衛研に送付する。 イ　アの検査に引き続き、アの検査の範囲を除いた移動制限区域内の農場（山羊、めん羊、豚、鹿及びいのししにあっては、５頭以上を飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜が居ることが確認された農場）に立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、検体（鼻腔スワブ及び血清）を採材し、動衛研に送付する。 なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に検査を実施する。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>採材頭数

必要人数</td><td>２　清浄性確認検査
区域内の清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（山羊、めん羊、豚、鹿及びいのししにあっては、５頭以上を飼養する農場）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血清）を採材し、動衛研に送付する。

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数は、防疫指針に基づき、以下の頭数以上とする。

<table>
<tr><th>飼養頭数</th><th>採材頭数</th></tr>
<tr><td>１　～　１５頭</td><td>全頭</td></tr>
<tr><td>１６　～　２０頭</td><td>１６頭</td></tr>
<tr><td>２１　～　４０頭</td><td>２１頭</td></tr>
<tr><td>４１　～　１００頭</td><td>２５頭</td></tr>
<tr><td>１０１頭以上</td><td>３０頭</td></tr>
</table>
※畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

１班あたり家畜防疫員２名、補助員（市町村対策本部）２名</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
必要資材	

品　名	備　考
＜調書等＞ □ 立入検査調査表（様式35） □ 不明疾病現地調査表（様式２） □ 採血台帳（様式41） □ 移動制限区域内農場用リーフレット □ 搬出制限区域内農場用リーフレット □ 筆記用具一式	 耐水紙を使用 同上 同上
＜着衣等＞ □ 防疫衣、雨ガッパ □ メディカルキャップ、防塵マスク □ 長ぐつ、シューズカバー □ プラスチック手袋、軍手 □ タオル、使い捨てカイロ	 農場毎に交換 同上 同上 同上 同上
＜消毒器材＞ □ 簡易消毒器 □ ハンドスプレー □ 洗浄用バケツ、ブラシ □ アルコール綿花 □ ビルコン（5kg）	 車両消毒 資材消毒 長ぐつの洗浄、消毒
＜臨床検査用資材＞ □ 保定具（ロープ、鼻鉗子） □ 保定器（成豚用、子豚用） □ 鎮静器具(セラクタール、マフロパン、注射針18Ｇ付き５mlシリンジ) □ 懐中電灯（電池)、開口器、体温計数取器 □ たわし、白布、キムタオル、バケツ(15L) □ 防水デジタルカメラ □ カラースプレー（赤・黄・シルバー）	
＜採材用資材＞ □ ５mlシリンジ □ 注射針18Ｇ（またはカテラン針18Ｇ） □ 真空採血管（プレーン)、ラック □ 綿棒 □ 密栓できるチューブ（細胞培養液入り） □ クーラーボックス	 チューブ内で綿棒が確実に培養液に漬かるように
＜その他＞ □ 車両 □ 携帯電話 □ ごみ袋（90L、45L)、ビニール袋 □ ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞﾊﾞｯｸﾞ、タイラップバンド	

項　　目	内　　容
検診の実施	農場の入退場に際し、バイオセキュリティについては細心の注意を払うこと。退出に際しては、身体、衣服、靴、眼鏡、その他携行用具及び車両の消毒を徹底すること。着用していた防疫衣、ディスポ帽子、シューズカバー等は消毒後、ビニール袋に入れ、その外側を消毒した後、持ち帰るか、農場で保管してもらう。 １　聞き取り調査 立入検査調査表（様式35）に基づき、家畜の移動の有無等、聞き取り調査を行う。 ２　検診 飼養偶蹄類家畜すべてについて、臨床検査を行う。採血を行う場合、採血台帳（様式41）に必要事項を記録する。 ３　指導 移動制限区域における各種規制等について、リーフレット等を用いて説明、指導する。 ［参照：第２章－Ⅳ－参考資料11・12－「移動制限区域内農場用リーフレット」「搬出制限区域内農場用リーフレット」］ 農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒を指導する。 ４　定時報告 午前と午後の各１回、定期的に家保と電話で連絡を取る。
異常家畜発見時の措置	検診中に異常家畜（過度の流涎、水疱形成、跛行等）を発見した場合は、検温を行うとともに、不明疾病現地調査表（様式２）を作成し、直ちに家保へ電話で連絡して、以降の検診を中止し病性鑑定班の到着を待つ。以降は、第２章－Ⅰ－「初動防疫」と同様の対応をとる。検査員は、遺伝子検査も結果が判明するまで、他の農場に立ち入らない
帰庁後の作業	検診結果は１日分が終了した都度、検診台帳（様式36）に記入し、その日の内に振興局防疫対策本部へＦＡＸ等で送付する。 検診時に採材した血液は、その日の内に処理する。 検診結果・血液のとりまとめ､及び動衛研への検査依頼等を行う。
獣医師の診療状況	移動制限区域及び搬出制限区域内において家畜の診療を行った獣医師には、同居家畜の異常の有無を検診班まで、毎日報告するよう依頼する。 １日分の報告を毎日集計し、集計結果は振興局防疫対策本部にＦＡＸ等で送付する。

＜Ⅲ-14-(10)　病性鑑定Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	初発生以後の続発例について、異常家畜の届出の受理、立入検査（聞き取り調査、臨床検査、病性鑑定材料の採材、防疫情報の収集整備）、材料の送付等を行う。
待機	病性鑑定Ｇは、所有者等、獣医師、検診Ｇ、追跡調査Ｇ等から異常家畜の届出があった時、すぐ現地に急行できるよう、人員、車両、病性鑑定用資材等を予め準備しておく。 また、待機中は現地家保において他Ｇのサポートにあたる。
立入検査	発生を疑う通報は、直ちに不明疾病の発生届出（様式１）に記載し、待機中の職員を現地に急行させる。その後の措置は、第２章－Ⅱ－「立入検査」に準ずる。 また、検体の採材があった場合には、待機中の病性鑑定Ｇが検体の送付や病性鑑定依頼に係る事務手続きを行う。
病性決定時の措置	病性の決定は、道主務課が、農林水産省から患畜又は疑似患畜と診断することが適当と判断された連絡を受理し、現地家保所長へその旨連絡する。家保所長より連絡を受けた農場立入検査班の家畜防疫員は、当該家畜を患畜又は疑似患畜と決定し、法第13条に基づく発生の届出を行い、防疫作業に従事する。

＜Ⅲ-14-(11)　追跡調査Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	初動防疫時に実施された発生農場及び制限区域内農場での疫学調査結果を基に、接触したおそれのある感受性動物の追跡調査を行い、防疫措置を講ずる。市町村対策本部は、調査日程の作成、検診に協力する。 **Ⅰ　発生農場関連追跡調査。** **Ⅱ　移動制限区域及び搬出制限区域からの移動家畜の追跡調査。** **Ⅰ　発生農場関連追跡調査**
病性決定までの調査	立入検査を行った家畜防疫員は、口蹄疫の疑いのある検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する以下の疫学情報を家保連絡担当者を通じて道主務課に報告する。 １　飼養家畜の過去21日間の移動履歴（様式２－６） ２　当該農場に出入りしている以下の人・車両の巡回範囲（様式２－７） ア　獣医師、人工授精師及び削蹄師 イ　家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収業者車両、堆肥運搬車両及び集乳車 ３　堆肥の出荷先
病性決定後の調査	患畜又は疑似患畜と判定した後、追跡調査Ｇは速やかに、病性判定日から少なくとも21日間遡った期間を対象として、発生農場における家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師、地方自治体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収業者車両、たい肥運搬車両、集乳車等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに接触したおそれのある家畜に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。
疫学関連家畜の特定	調査の結果、以下の家畜であることが明らかとなったものは疫学関連家畜とする。 １　病性判定日から遡って過去８日以上21日以内に患畜と接触した家畜 ２　病性判定日から遡って過去８日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜 ３　病性判定日から遡って過去21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が、当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜 ４　指針第４の２の（２）の④及び⑤に規定する疑似患畜（疫学調査の結果等に基づく、患畜又は疑似患畜との接触歴から判断されたもの）が飼養されていた農場で飼養されている家畜

項　　目	内　　容
立入検査の実施	追跡調査Ｇは、疫学関連家畜を飼養する農場に対し立入検査を行うため、市町村対策本部の協力を得ながら、検査日程を作成・調整する。 立入検査時は、家畜防疫員が法第32条第１項の規定に基づき、疫学関連家畜の移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜等との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。 農場の入退場に際し、バイオセキュリティについては細心の注意を払うこと。退出に際しては、身体、衣服、靴、眼鏡、その他携行用具及び車両の消毒を徹底すること。着用していた防疫衣、ディスポ帽子、シューズカバー等は消毒後、ビニール袋に入れ、その外側を消毒した後、持ち帰るか、農場で保管してもらう。 １　疫学関連家畜の移動禁止（法第32条第１項）の指示 ２　臨床検査 ３　採血（患畜等との接触後14日を経過した後）の実施（日程調整） 携行する調査様式、採材道具等は検診Ｇに準ずる。 １班あたり家畜防疫員２名、補助員（市町村対策本部）１名。 【留意事項】疫学調査に関する事項 １　家畜、人、及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への訪問者（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。 ２　都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、農水省に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。 ３　農場等への立入調査及び報告徴求は、法第51条及び法第52条の規定に基づき、実施する。

項　　目	内　　容
	Ⅱ　移動制限区域及び搬出制限区域からの移動家畜の追跡調査
実施方法	１　検診Ｇによる検診結果等より、移動制限区域及び搬出制限区域から口蹄疫発生前21日以内に偶蹄類の家畜が移動していないか調査する。 ２　出荷先農場を特定し、道主務課に連絡する。出荷先が他振興局にわたる場合、道主務課は関係家保に連絡し、追跡調査を指示する。 ３　出荷先農場に対し、第２章－Ⅲ－14－(9)－「検診Ｇ」の聞き取り調査に準じて、電話聴取により追跡調査を行う。
異常家畜発見時の措置	調査中に異常家畜を発見した場合は、第２章－Ｉ－「初動防疫」と同様の対応をとる。
調査結果の報告	追跡調査Ｇは、調査結果を記録した追跡調査表（様式37）を整理し、振興局防疫対策本部へＦＡＸ等で送付する。

＜Ⅲ-14-(12)　ワクチン接種Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	ワクチン接種は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であり、早期の清浄化を図る上で必要があると判断した場合、農林水産省と協議の上、予防的殺処分（法第17条の２）の実施を前提とし、北海道知事が法第31条により実施する。
接種の準備	農林水産省との協議でワクチン接種を行うと決定された場合、道主務課は家保所長と免疫構成地帯や接種頭数について検討し、その結果に基づき農林水産省と協議し、最終的な接種範囲を決定する。 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、動物検疫所（神奈川県横浜市）、同神戸支所及び門司支所博多出張所で、発生時に生地域を含む家保等の施設に移送される。 ワクチン及び注射関連資材は、法第49条に基づき道に譲与又は貸付される。道主務課は、当該指令書写しにより譲与又は貸与を受け、受領書（様式38）を農林水産省へ提出する。
接種の実施	ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施する。 ワクチン接種を実施した家畜は、ワクチン接種家畜リスト（様式39）に記録する。また、知事は家畜防疫員に、ワクチン接種家畜の右耳に標識用耳標を付けさせることができる（法第７条、省令第13条）。 ※標識用耳標 ワクチン接種を実施するに当たっては、用法及び用量に従う。注射事故があった場合には、農林水産省に連絡し、その指示に従う。
接種家畜の取扱	ワクチン接種を実施した家畜は、移動を禁止（と畜場への出荷を含む。）、生乳の出荷も禁止する。 また、ワクチン接種（予防的殺処分）の対象に指定された家畜は、法第60条の２に基づく補償の対象となることから、患畜及び疑似患畜と同様に評価を行う。さらに、死体の焼埋却に要した費用、指定に係る命令日から指定家畜が殺処分された日までに要した飼料費その他費用が補償される。以上について所有者に説明すること。（参考資料19－「ワクチン接種農場用リーフレット」

項　　目	内　　容
ワクチン使用の報告	ワクチン接種を実施した家保は、口蹄疫予防液使用報告書（様式40-１）を道主務課に、道主務課は、口蹄疫予防液使用報告書（様式40-２）を農林水産省に提出する。
必要人員	ワクチン接種員（家畜防疫員）、補助員（市町村対策本部）で構成。ワクチン接種員については、農林水産省を通じて、他都府県からの派遣人員を調整する。可能であればワクチン接種時に併せて指定家畜の評価を行う。

項　　目	内　　容
必要資材	

品　名	備　考
＜調書等＞ □ ワクチン接種家畜リスト（様式39） □ 不明疾病現地調査票(様式２） □ 関連法規集 □ 家畜防疫地図、移動規制地図、道路地図 □ 連絡網 □ 家畜防疫員証 □ 筆記用具一式、印鑑、朱肉	 耐水紙を使用 同上 同上 同上 油性を使用
＜着衣等＞ □ 防疫衣、雨ガッパ □ メディカルキャップ、防塵マスク □ 長靴、シューズカバー □ プラスチック手袋、軍手 □ タオル、使い捨てカイロ	 農場毎に交換 同上 同上 同上 同上
＜保定用具＞ □ 保定具（ロープ、鼻鉗子） □ 保定器（成豚用、子豚用）	
＜消毒器材＞ □ 簡易消毒器 □ ハンドスプレー □ 洗浄用バケツ、ブラシ □ アルコール綿花 □ ビルコン（5kg）	 車両消毒 資材消毒 長靴の洗浄、消毒
＜ワクチン接種資材＞ □ 体温計 □ 聴診器 □ 連続注射器（30ml） □ 連続注射器替針 □ ワクチン □ クーラーボックス □ 数取器 □ カラースプレー（赤・黄・シルバー）	 冷暗所保管
＜その他＞ □ 車両 □ デジタルカメラ □ 携帯電話 □ 懐中電灯 □ 電池 □ ごみ袋（90L、45L）、ビニール袋 □ ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞﾊﾞｯｸﾞ	

＜Ⅲ-14-(13)　疫学調査Ｇ＞

項　　目	内　　容
基本方針	病性鑑定時、疫学関連家畜特定時に調査された疫学情報を元に、より詳細な現地調査を行い、疫学関連農場の特定や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。また、国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を行う。
発生農場での調査	発生後、国の疫学調査チームと連携し、可能な限り速やかに農場に立ち入り、以下の事項について現地調査及び所有者からの聞き取り調査を行う。 １　畜舎等の配置（畜舎の出入口、吸排気口の位置、作業動線など） ２　農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離など） ３　気温、湿度、天候、風量・風向など ４　家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や運搬物資の動き ５　農場主、農場従業員、獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。） ６　放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所） ７　しか、いのしし等の野生動物の分布、侵入及び接触機会の有無 ８　畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策など ９　農作業用の機械の共有の有無
疫学関連農場・施設の調査	上記調査等により疫学関連が明らかとなった農場及び関連施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）に対しても順次、車両や人の出入りに関することを中心に調査を行う。
調査内容の整理・検討	制限区域の拡大、予防的殺処分、ワクチン接種の実施を検討する際の基礎資料とできるよう、調査内容の整理、検討は早期に行う。
必要人数	家畜防疫員（現地家保及び現地家保に勤務経験のある職員から数名を選出） 農業改良普及センター職員